

平成 2 2 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

平成22年第1回森町議会定例会12月会議会議録（第1日目）

平成22年12月13日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時46分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長の諸般報告
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 議案第 1号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 8 議案第 4号 平成22年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第 5号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第 6号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 7号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第 8号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 9号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第10号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 15 議案第11号 平成22年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第12号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 発議第 1号 森町議会会議条例制定について
- 18 意見書案第1号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 19 意見書案第2号 ヒト細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書
- 20 意見書案第3号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書
- 21 意見書案第4号 人工内耳の体外機器買い替え及び電池への助成に関する意見書
- 22 議員の派遣について
- 23 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長 22番 野村 洋 君 副議長 1番 青山 忠 君
2番 堀合 哲哉 君 3番 長岡 輝仁 君

4番	黒田勝幸君	5番	木村俊広君
6番	加藤玲子君	7番	宮本秀逸君
8番	川村寛君	9番	佐々木修君
10番	清水悟君	11番	坂本元君
12番	杉浦幸雄君	13番	中村良実君
14番	坂本喜達君	15番	菊地康博君
16番	服部勝見君	17番	三浦浩三君
18番	小杉久美子君	19番	西村豊君
20番	東秀憲君	21番	前本幸政君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤克男君
副町長	増田裕司君
総務課長	片野滋君
総務課参事	佐々木陽市郎君
出納室長	木村浩二君
防災交通課長	清水雅信君
契約管理課長	竹浪孝義君
企画振興課長	伊藤昇君
税務課長	泉一法君
収納管理課長	若松幸弘君
保健福祉課長	佐藤洋君
保健福祉課参事	成田研造君
住民生活課長	竹内明君
環境課長	横内仁司君
環境課参事	木村哲二君
農林課長	山田仁君
水産課長	島倉秀俊君
商工労働観光課長	金谷孝己君
建設課長補佐	岩瀬英一君
上下水道課長	石島則幸君
教育長	磯辺吉隆君
教育次長	香田隆君
学校教育課長	芳賀幸則君

社会教育課長	澤	口	幸	男	君
体育課長	谷	口	方	規	君
給食センター長	坂	尻	正	純	君
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
さわら幼稚園長	木	村	康	則	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病院事務長	大久保		善	之	君
消防長	山	田	春	一	君
消防署長	松	川	眞	也	君
砂原支所長	輪	島	忠	徳	君
町民サービス課長	野	田	勝	正	君

○出席事務局職員

事務局長	本	間	一	男	君
事務局次長	藤	田	司	志	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成22年第1回森町議会定例会は、通年議会試行のため12月31日まで休会中ですが、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により12月会議を再開します。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番、服部勝見君、17番、三浦浩三君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から12月14日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（佐藤克男君） 改めて皆さん、おはようございます。行政報告をさせていただきます。

森町と東急建設・星組渡辺特定建設工事共同企業体との訴訟事件の判決の確定について報告いたします。11月15日開催の第1回定例議会11月会議におきまして、本事件の判決について町の主張を全面的に認め、賠償金等を全額町に支払うべき内容であることを報告しておりますが、判決の送達を受けてから14日以内に控訴の意向が相手方より示され

ず、11月23日に判決が確定したことをご報告いたします。なお、判決内容の賠償金及び訴訟費用の支払いは相手側によりすべて履行済みであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は、会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

それでは、1番、町民あつての行政を、13番、中村良実君の質問を行います。

○13番（中村良実君） おはようございます。ご質問いたします。

町民あつての行政をということで、森町議会定例会4月会議において行財政改革等に関する調査特別委員会に付託されました国民健康保険税条例の一部改正は慎重審議をし、委員の考え方、意見などを聴取し、委員会で決定をしております。定例会11月会議において一部修正する条例は可決されております。本件について、告示等の執行行為も行われている以上、修正条例を認めている。よって、町長が結論に従う責任と行政として町民に説明する義務があります。町長と議員は、住民が直接選挙で選出すると憲法で定められております。いわゆる二代表制であります。議会と執行機関の町長とは独立対等の関係であります。議会は複数の代表で構成され合議制であるが、町長は独任制であると思います。町民のいろいろな意見を反映させるべく意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら、決定するときは多数決によって決定をする。これは、民主主義の原点であると思います。現在は地方分権とも言われております。自分たちの町は自分たちの責任のもとで意思を決定をする。これは、民主的な判断だと思えます。以下、考え方を伺います。

1つ目として、議決された項目などの扱いは今後どうするのか。

2つ目として、恣意的に広報等で考えを発していくのか。

3つ目として、11月11日の文章では損害賠償訴訟を起こすとありますが、起こすのかどうか。

以上、3点について質問をいたします。

○町長（佐藤克男君） 中村議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、議決された項目等の扱いはというご質問でございます。議会において議決された案件については、地方自治法第16条の規定に基づき、議長から通知を受けた後20日以内に告示

行為を行い、適正にその事務処理を行っているところでもあります。また、同法第138条の2で自治体の長は議会の議決に基づく事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、施行する義務を負うとして長の事務管理及び執行責任を規定しておりますが、私はこの規定に基づいて適正な事務を執行しております。

次に、恣意的に広報等で考えを発していくのかというご質問でございます。私は、これまですべての事項について恣意的に発言したり文章を作成したことはございません。常にその内容を十分に検討した上で発言し、また広報に掲載しているところでもあります。

次に、11月11日の文章では損害賠償訴訟を起こすのかというご質問でございます。去る11月11日付の国民健康保険税率改正に関するお願い文章の中で、住民訴訟の件につきましては記載のとおり町民有志が考えていることであり、私が訴訟を起こすものではありません。そのような動きがあることを皆様にお知らせしたものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○13番（中村良実君） 1問目について再度質問をさせていただきます。

町長は、1問目については規則の中、条例の中でもってそのとおりに告示をし、そしてやっているよというお話でございました。これは、町長の文章の中でこうあるのですよね、文章の中で。町長は、文章でもってこれについてはお答えしているのですが、その文章の内容としては大変議会に、端的に言いますと信用できない。私が事前に協議をしないで議会にかけて、そして議決されたこと等についてはどうも納得できない。そう端的に言いますと言っているのです。私は、であれば町長が本当に自分が事前の説明なくして議会が本会議にかけて議決をした、その内容がそのとおりにもし考えているとすれば、ではどうして告示するのに町長は同意したのか。その問題が残りますよね。しかも、告示もしているのです。11月15日の議会が終わってすぐに決裁をしまして、町長はそれに同意しているわけです。そして、町長は告示も同意しているのです。であれば、議会側としては100%今回のこの国保税については町長は同意をしたと、議会と同じ考えに立ったと、このようにとらえているのです。でも、町長は違いますよね。文章からしますと違うと。

どうしてそうなるのかというのは、私もちょっとわかりかねるのですが、町長、私はもっと二元代表制という一つの問題をきちんとはらえてほしいのです。同じ立場ですから。私はそのように思うのです。でも、町長の考え方をチェックする機能というのは議会しかないのです。また、憲法でそのように定められているのです。ですから、これは間違いないのです。だから、この会議場でもって、いや、それはおかしいよと、それはこうだああだというのであれば、それは私は結構だと思います。ただ、今は私はこういう問題を取り上げたというのは、町民あつてのことを忘れているのです。町民のための行政をしなければならないのだけれども、町民は蚊帳の外に置いているのです。そして、お互いがやっているのです。ですから、それは町長ばかりでないでしょう。議会にも責任あるでしょうと言われればそうかもしれません。でも、私は町長はもっときちんとルールに沿った中でもって決断をしていただき

たい。そして、町民のための行政をやってほしい。それは、議会だけではなくして町民みんながそう思っているのです。だから、今現実的に行われているこの町長と議会とのやりとり、これは文章なのです。話し合いでないのです。文章なのです。文章でもってやりとりしている。これは場外乱闘になりませんか。場外での闘いなのですよ、お互いが。私は、これやっぱり直さないとだめだと思います。きっと近いうちに町民からひじ鉄砲を食いますよ。それは、町長だけでなくして我々も反省しなければなりませんけれども、もっと我々自身も考え、町長自身も考えてほしい。この場外乱闘というのは、もうピリオドを打つべきであろうと、このように思って私は今回この問題を取り上げました。ですから、場外乱闘というのは、プロレスなんかを見ていると場外乱闘というのは規則ありませんから、大変おもしろく我々は見ます。それと同じように場外乱闘、今森町の行政の中であるとすれば、それはおもしろく見ないで、むしろ町民は一体どうなっているのだと心配しているのです。町の人と会うと、おい、おまえたち何やっているのよと、こういう言葉で返ってきます。

町長は、よくこういう言葉を使っていますよね、町民から聞いた話として。我々も町民から聞くのです。ただ、町長、そこで差があるのです。町長に言う町民の人、我々に言う町民の人、これは差があると私は思っているのです。我々と会話して問題を提起してくる人方というのは10%、100%いますよ。ああでもない、こうでもない。でも、町長に言うときは四、五十%です。そう思いませんか。私はそう思います。ですから、そういうこと等も配慮して私は場外乱闘もピリオドを打つべきだと。打つ方法は何があるかといったら、私もわかりません。これは、あえて言うなれば、私はこの議場でもって論を交わす。お互いが心から議論をし合うと。それが場外乱闘をなくする一番の方法だと私は思っています。それについてお答えください。

それから、2問目、実はこの文も、町長はすこぶる文章のうまい方ですから、すばらしいのですよ、町長の文章は。一字一句逃げ道のないような文章で来るのです。すばらしいと思います。私は、小説家だったらすごいなと、そのぐらい文章がすばらしいのです。ただ、私は11月15日のこの文章を見ていて、ややもすれば町長はこっちから、町長から来た文章に議会から答えを出さないと、町長はそれは気に食わないのですね。納得できないのですね。私が出したのものには、相手から返事来るのは当たり前であろうという判断をしているのです。それも我々議員22人で協議をして、今回の文章は受けるかどうか協議します。協議をして、いや、これは返事をしなければまた文章で来るよと、だから出しましょうと出すのです。何回もそれやっていますね。そうしますと、町長はその文章の言葉じりをとって次の返答が来るのです。だから、私はできたらそれはやめてほしい。1問目で僕は場外乱闘のことを言いましたから、場外乱闘をやめればそれもなくなるのです。

文章のすばらしさ、それからもう一つは、もっとすばらしいなと思うのは、町長はすこぶる漢字を使うのです。その漢字も我々はふだん使わないような漢字で来るのです。というのは、私は町長はそこに意図があると思うのです。その漢字というのは、漢字で来た文章を解釈するには幾通りかの解釈のしようがあるのです。平仮名で書くとそれだけの文章内容な

のです。それを町長は意図していると思うのです。だから、私は恣意という言葉を使っているのですけれども、きっと町長はそう思ってよこすのです。だから、私はそれは一体何なのかなと、そのように思います。ですから、町長はあの町の広報に載せていること、これも文章うまいですよ。すこぶるうまいです。ですから、もっと私は文章ではなくして、この場でもってそういう議論をされてほしいなと、そう思います。すばらしいのはわかりますから、評価しますから。あの文章合戦というのは場外なのです。町民がわからないのですよ、文章合戦というのは。議会だよりも町長から来た文章を載せているかといったら、載せられないですから、ですからわからないのです。ですから、私はこういうところでもってお互いに議論をしていただくべきだと、このように思います。

文章の中では、町長は議会がねじ曲げているという言葉を使っているのです。議会は決してねじ曲げてはおりません。そういう解釈をする町長がねじ曲げているのですよ、考え方を。ですから、そういう解釈になるのです。議会では、来た文章はまともに受けているのですから。そして、返事を出しているわけですから。そうしますと、ねじ曲げているという言葉で返ってくるのです。ですから、町長は本当にやっぱりもう一度町政というのは一体どうすればいいのか、それから二元代表制というのはどうあるべきなのか、これをきちんと私は理解をしていただきたい、このように思っておりますから、それについてもご答弁をお願いをいたしたい。

それから、3問目なのですが、11月11日の町長の文章、これは議員各位ということで来ております。それは何かといいますと、やっぱり国民健康保険の関係で来ているのです。しかも、そのときに使われた言葉の中では、特別委員会に付託することに賛成した議員に対して損害賠償の訴訟を起こす動きがあることをまずもってお知らせしておきますという文章です。こういう動きがあるぞと、あなた方がいいかげんにしなさいよということなのですね。こういう文章でもって議会に送るという自体、私はちょっと考えられないですね。それは、町民から起きてきて初めて訴訟という問題が出てくると、私はそう思います。住民の人で、では22年度の決算が5月で、その時点で云々というのは、町長、どうですか。町民の人方、そのように思っていますか。私は思っていないと思います。これは、行政的配慮があるからこういう言葉を使っているのです。それは、きっと町長が指導し、もしくは町長がアドバイスを送ったという、そういう証拠だと私は思っています。だから、こういう言葉でもって私は来ると、このように思っています。ですから、これについてももう一度きちんと、町長はきっと、いや、かかわっていないという答弁になると思いますけれども、さっきも言っていますから。でも、この内容からしますと、ある程度わかっている人でないとかいう言葉は使いません。22年度の5月という言葉は、一般住民の方々は気がつきません。これは、行政マンであったら当たり前の話なのです。だから、それについてももう一度答弁をしてください。

このときに、さっき前段に私言いましたけれども、そうしたのなら、こういうふうに書いているのです。15日の議会では特別委員会の議決報告、そして議会決議の流れになるのかのように聞いていますがとあるのです。ですから、これはだれかから聞いたのでしょうかね、正

しいか正しくないかは別にして。その後を私は問題にしているのです。その後は、町長はこう言っているのですね、文章で。これは町民の意思を全く無視するものであり、二元政治の原則をねじ曲げるものでありますと、ここなのです。二元制の政治をねじ曲げたのは町長なのですよ、ここで。それをきちんとやっぱり自覚してほしいのです、私は。これは議会がねじ曲げたものではないということ、町長がねじ曲げたと、私はそのように解釈しています。

やはりこのことで、もっとあるのです。町長は、場合によっては相手を中傷するような文章も使っておりますよね。言葉も使います。その中で、町長、これできたらこういう言葉遣いなりなんなりを私は慎んでほしいなと思うの。2つあるのですけれども、1つは町長はこのときには森町の赤字財政、これは200億円ありますよと言っているのですね。でも、ちょっと私の記憶からすると前には二百二十何億という文章があるはずですが、この前には。どうしてその数字が変わるのかということ。思いつきで言っているだけなのか。この数字的なものというのは、町長、これは町長の考え方でなくして担当課から聞くわけですよ。ですから、私は数字的にはいつでも同じでなければならぬと、このように思っているのです。でも、違ふと。それから、私が中傷をやめてほしいというのはここなのです。この文章の中で、議員の中には年金と議員報酬を合算すると600万円超える方もいると書いているのです。これ中傷になりますよね。では、商いをやっている人方はどうなの。そして、この金額というのは、私もよくわかりませんが、この金額というのは町長はわからないはずですね。これは、担当課のだれかから聞いたということになりませんか。しかも、町長、その日、11日の夜、町長の行政報告をやりましたよね、公民館で。そのときには、町長は500万と言っているのです。この100万の開きというのは何なのでしょう。全く思いつきになるのか。そう思いませんか、町長。私はそう思います。ただ、この数字というのは、すこぶる大事な数字なのです。ですから、500万、600万という数字は町長はどこから得たのか。町長は、自分ではわからないはずですから、どこから得たかということをお教えください。

ですから、もっと前の9月の議会にも私言ったのですが、町長の発する言葉というのは、町民の代表ですから、私は重みがあってもいいのかな、もっと慎重に言っていたかなければ誤解を招くのです。ですから、森町の代表の佐藤克男町長はこの前も言いましたように言葉についてはもう少し重み、慎重さが私は欲しいと、そう思っております。答弁をお願いします。

○町長（佐藤克男君） それでは、中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず先に、ほかの方の質問もありますので、今の第2質問だけで15分以上かかっております。簡便に質問はしていただきたいと、そのように思います。質問の内容が非常にぶれまますので、どこがどういう質問なのかということもはっきり教えていただきたい。この点について最初にお話ししておきます。

まず、議会で議決されたものに対して私が同意して署名し、そして告示するということは同意したのだらうということでございます。これは、地方自治法によって議会で議決されたものは町長が署名し、そしてそれを告示しなければいけないという法律で定められておりま

す。私の意思、それは全く無視されたものでございます。これは、議決されたからには私はしなければいけないという法律になっておりますので、これはさせていただきます。ただし、私はその以前の問題で11月議会においても議会が特別委員会で決めたものを話しし、先ほどから中村議員はこの場で話し合いをしましょうということですが、私には話し合いの場が一切設けられておりません。その中で、議会は特別委員会の議決に従って、そしてここで決めました。私に町長、どう思いますかという質問等も何もありません。先ほど来二元代表制ということで何度もお話ししておりましたけれども、二元代表制というのはこういうものではないと、私はそのように思っています。

また、場外乱闘にピリオドを打ちましょうと。私は、もう大賛成でございます。私は、さきのアンケートのものでも書類で質問をし、そして議長、副議長にも懇談をしましょうという話をしてはいますが、一切それに対しては答えていただけないものでございました。ですから、私のほうはいつでも話し合いの場は、これは設けさせてもらいたい、そのように思っているわけでございます。

まず、第1点目の議決されたものを私は署名し、そして告示するということは町長の義務でございますから、これは義務に従って淡々とさせていただいております。私の考えがどうであろうと、それはさせていただきます。

2問目、ここもちょっと私が……質問が非常にぶれている。何を質問しているのかちょっと意味がわからない点が多々あったのですけれども、議員が私がふだん皆さんの使わない漢字を使っているとかそういうふうに、私は普通に使っている漢字でございまして、何か難しい漢字を使っているわけでも何でもありません。これは普通の人ならば、普通新聞を読む人ならば、ごくごくわかる字を使って私は書いていると。難しい字は使っていないと、そのように思っております。ただ、この恣意的にと。恣意的という意味はおわかりかと思うのですが、勝手気ままにという意味ですね。私は、勝手気ままに書いているわけではありません。議会であることを私がおかしいなと思ったことについては、町民に議会でこういうことを話し合われていますよと、こういうことが決まりましたよということを私は町民に広くお伝えしたいということで、決して勝手気ままに書いているわけではございません。

この3番目のことについても何を質問しているのかということがちょっとわからない。二元代表制がどうなのだというようなことを盛んに言うておりました。二元代表制ということは、私はこのように理解しております。二元代表制という制度は相互が牽制し、抑制と均衡によって緊張関係を保ち続けることが求められていると。その相互がよく議論し合うことでこれを実現できると、私は二元代表制というのはそのように思っております。一切議論をすることなく議決で決めていく、これは二元代表制というものに対して非常にこれを無視したものだ、私はそのように思っております。ですから、そこの二元代表制というものについて中村議員は私に守ってくれという話ですが、私は二元代表制については守っている、そういうつもりではなくて、そうしております。ですから、何か重大な案件またはそうではない案件についてもほぼ全員協議会を開いて、こういうことについて次の議会で諮りたいの

で、これについてはご理解いただきたいということを全員協議会で私をご相談申し上げている。これについては、私は今までもそうしてきていると、そのように思っております。ですから、二元代表制については、私はそういうそれをほごするようなことは一切していない。

また、この損害賠償法で、町長が年金と議員報酬を合わせると500万ないし600万と。私は、500万と言ったり600万であったり言います。これは、こんなのは計算すればすぐわかることでしょう。すぐにわかることです。なぜか。議員報酬は300万を超えています。年金は、もらう人は月20万、そうすると240万ぐらいになると。そうすると、黙っていても500万から600万の間に入る。私はだれでもこれ、私だけではなくても町民の皆さんでもよくこれは理解できていると、そのように思います。

それと、5月31日という日付は町民はわからないというような議員からのお話でございましたが、町民をばかにしてはいけません。町民はよく知っております。議員よりもこの行政についてよく知っておられる方は、たくさん私はおられると思います。それほど町民はおろかではありません。何も物を知らないわけではありません。ですから、私にももちろん質問等がありました。これについては、私はこうなっていますよと事実だけを申し上げている次第でございます。決して私が先導したりとか、そういうことではないと、私はそのように確信しておりますし、そうしております。ですから、議員のほうこそ思いつきでばっと、このような大事な議会のところで思いつきで物事を申し上げないほうが賢明ではないのかなと、私はそのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○13番（中村良実君） それでは、3問目を質問させていただきます。最初に町長言ったことがちょっと私、耳にしっかりとれなかったものですから、だとすれば私には理解できないでおります。

まず、同意した、しないの関係なのですが、町長は同意して告示もしましたと。告示をして施行日をいつにしますと、これもしました。それは、普通であれば当たり前の話ですよ。行政を進めていく上では当たり前の話なのですが、ただ町長の、何回も言うのですが、文章の中に話し合いのできなかつたこと等については町民に対しても、それから聞かれても説明のしようがない。だから、これからも今までどおりの方法でもってやっていきますよということを言っているのです。でも、私は違うと思うのです。だから、町長が今2問目でもお答えしたように理解して告示をしたのであれば、どうして町民への説明会をしないのですか。よその町を見てもこの保険税については、率は違うかもしれませんが、何か月もかけて住民説明会というのをやっているのです。これ4月の段階では、決まったときには住民説明会をやると言っていたではないですか。自分の思うようにいかなかったと、3%でなくて1%だったと、だから住民説明は必要ないという解釈だと思うのですが、私は違うと思います。住民説明会は、きちんとやるべきであると。それ何回も文書でも出しているのですが、でも返ってくる言葉はそうではないのです。納得していない議決を町民に対して説明のしよ

うがありませんと言っているのですね、町長は。でも、町長、告示したのでないですか。それで納得しないということありますか。あり得るの。では、告示しなければいいのではないですか。どうして納得しないものを告示したのですか。施行日までやっているわけでしょう。23年4月1日からこの条例一部改正は施行になりますと言っているわけでしょう。私はおかしいと思います。きちんとやればいいでしょう。納得したのですもの。私はそう思います。それが行政というものではないですか。1つのルールに従って事を処理していく、そしてその処理も住民に必要なものは住民に説明もしますし、告示もしていく、これが行政です。だれのためでもない、住民のためです。町民のためです。ですから、私はそのように思っております。ですから、町長、もう一度ここだけは答弁をしてください。

(何事か言う者あり)

○13番(中村良実君) だから、町長は……

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○13番(中村良実君) そのようにきちんと受けとめていただきたいと思います。

それから、町長は今の2問目の答弁の中で場外乱闘はやめようと、そしてこういうところで大いに話し合いしましょうと、それは賛成ですと。だけれども、こっちから声をかけても議会側は答えてくれないと。そんなことは私はないと思います。だから、きちんと声をもう一度かけてください。そうすれば、そういうチャンスはあると思います。

それから、難しい漢字は使っていないと、町民をばかにするのではないですよ。そういう考え方はさらさら持っていません。ただ、ふだん我々が手紙を書いたり文章をつくったりするときに余り見かけない字はあります。それを言っているのですから。答えたくなければ答えなくてもいいのではないですか。

それから、数字的なもの、これについてはだれでも簡単にわかることではないのですかと。そうでないと思いますよ、私。しかも、数字が行ったり来たりするわけですから。行ったり来たりするから、町長の考え方で言っているかもしれません。それは、関係の方々から聞かないからそういうふうになるのかなと、逆に言うと。でも、町長の言うのは重いのです。だから、その辺をきちんととらえてやってください。

最後の質問なのですが、町長、自分たちにも厳しく、町長にも厳しく私は言いたいのです。それは、このぐらいの泥仕合、場外乱闘になりますと、もうどうしようもないのです。なかなか私はもとに戻れないと思います。返答を返さなければ返さないと文章で来る、広報を使って載せる。町長の広報でないということは再々言っているのですけれども、なかなか町長の広報ですね。いつの時点でありましたかね。年内は、そういうことはしないと

けれども、結果的にはやっている、そういうこともあります。ですから、私は町長の考え方が正しいのか、議会の考え方が間違っているのか、その逆もありますよね。そういうこと等を考えたら、私は今のこの答弁をいただいたり話をしたりした中では、町民の審判を受けるべきだと思います。すっきりしたほうがいいのです。そのほうが私は町民に対していいと思います。本当に我々が町民のための行政をやっているのだと、それを知っていただくためにも私はそういう審判を受けるということも大事なことだなど、そう思って質問をしております。ですから、そういうこと等も考えた中をもって答弁をお願いいたします。

以上です。

○町長（佐藤克男君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、議決されたものに対しての町長の処理の仕方、これは署名し、告示したのだから町長が理解したのだらうというご質問ですが、先ほどもお話ししましたように町長がそれに対して納得しようがしまいが議決されたものは町長は署名し、そしてこれを告示しなければいけないという法律になっております。ですから、その法律に従って私は処理しているところでございます。まずは、その点よくご理解をしてもらいたいと思います。

また、町民説明会をしないのかということもご質問の中にございました。もし私が町民説明会をしたならば、どのような話になるかというのは中村議員もおわかりかと思えます。それでもしよろしかったら、私はそれは町民に説明会を開いてもこれはいいのかなど、そのようにも思っております。

次に、議会に声をかけてもなかなか話し合いの場が持てない、そういう場合にはもう一度声をかけてくれというお話でしたので、これについてはこれから私はぜひ声をかけていきたいと思っております。また、先刻議長あてにも私は質問書を提出しております。そういうものについてもお答えして、何も書面ではなくても私は全員協議会でも開いてそういうものについて話し合いをしていただいても結構かなど、そのように思っております。

それから、町民の審判を受けるべきというご質問がありました。私は4年間、最初から4年間はやりますと。2年後に議員の選挙があるので、そのときに一緒に町長選挙もやったらどうだというお話は町長選挙のときにもございました。しかし、私は2年ではほぼ私の考えていること、そういう成果はまず出ないであろうと。だから、私はどうしても4年間は全うして、その結果を町民に審判を受けるのだと、そういうことは明確にお話し申し上げております。今この時点で私が町民の審判を受けるということは全く考えておりません。同じように私のところには前町長が辞職なさったときに、そのときに議員も全員やめるべきではないかというお話も私のところがありましたけれども、私はそれについてもやはり議会は4年間というその任期をしっかり務めるべきだと、そのようにある町民には申し上げている次第でございます。やはり大きな問題がない限りは私はそういうことを、その任期についてはしっかりと守ってやるべき、その結果において町民が審判を下すものと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 13番、中村良実君の質問は終わりました。

次に、2、国民健康保険税の改正について、10番、清水悟君の質問を行います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

マイクに近づいて、簡潔明瞭にお願いいたします。

○10番（清水 悟君） 町長、私の顔を覚えていますか。

（何事か言う者あり）

○10番（清水 悟君） 間違いありませんね。やや2年ぶりの一般質問でございますので、もしかしたら顔を忘れられたかなと思っております。ただ、私は町長のおっしゃるように病人でございますので、声のトーンにちょっと張りが無いと思っておりますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。

それでは、ご質問をさせていただきます。原稿を読むだけでございますので。私は、国民健康保険税の改正について疑問点を一般質問します。まず、所得割を現行6.5%を9.5%に改正する提案について、町民への説明を一度もせずに提案されたことに対し、町民の方々はどのように受けとめられているのでしょうか。具体的に数字を申し上げますと、最高に税額が上がる納税者は11万1,400円以上、加えて国保税に上限がありますが、最高額の納税者の改定額は6万円で、所得が多い世帯のほうが改正額が低くなる。税の原則で言えば逆転現象が発生します。そこで、議会としては町民への説明責任と緩やかな改定が必要との考えから、特別委員会に付託した上で検討を加えた結果、7.5%の改定が賛成多数で議決されました。これによって、とりあえず逆転現象は解消されますが、納税者の方々には自分の税金に関心を持っていただきまして、納税に頑張っていただければと思います。11月17日の北海道新聞で、八雲町の国保の改定案の住民説明会が開始されたと。後に議会に提案するとのこと。手続を大事に考えている印象を強く受けました。ちなみに、八雲町は現行5.5%、それを5.8%にしようとする改善策でございます。では、質問をします。

質問の1、22年3月議会で22年度国保特会予算が原案どおり議決されました。それが1カ月もしないうちに改定案を出してきました。みずから3月に提案された予算を否定するような印象を感じました。改定額は、最高で10万円以上も上がる世帯の発生もありますけれども、多くは3万、5万以上の世帯が多く発生いたします。このような高額な改定に同意しろと言うほうに無理があると思いませんか。なぜ急ぐ必要があったのですか。何で強引な手法が必要だったのですか。なぜ議会と対立するような手法を考える前に住民説明を考えなか

ったのですか。明確な説明をお願いしたいと思います。

質問の2つ目、広報12月号で町長は国保会計の赤字を続ければ、子供や孫にツケを回すことになるのに、特別委員会が一番大切なことを検討していない、だから町民目線の政治ではないみたいに言って議会を批判するのはおやめになったほうが良いのではないのでしょうかと思います。議会は、今まで町長提案のほとんどを賛成しております。しかし、だめなものもあります。それは、町長の説得力と説明不足に原因があるのではと受けとめざるを得ません。議会に是々非々主義があつて当然と考えるからでありまして、町長は国保特会に特別強い関心があるみたいでございますけれども、それならば他の会計をどう考えておられるのか、それについてもお答えを願います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 清水議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、なぜ税率改正を急ぐ必要があつたのかとのご質問ですが、国民健康保険特別会計はここ数年税込不足が続き、一般会計から毎年1億円強の繰り入れを行ってまいりました。特に昨年度の12月ごろの予算編成時期の見込みでは、約3億円の繰り入れが必要となる勢いで医療費が伸びておりました。町の一般会計の台所も大変厳しい状況であり、人件費等の削減と措置を講じなければ実質単年度収支が5億円前後の赤字となる見込みとなつていたため、今までのように税不足分をすべて繰り入れることが困難な状況となつてまいりました。町においては、こうした現状を踏まえて国保会計の健全化と財源確保を図るため、保険税の限度額を国の基準額並みに引き上げ、また一般会計からの繰入額を3,000万円程度に抑えるということと低所得者に配慮した税制改正を実施せざるを得ないとの判断に至つたところでありました。その後、国保運営協議会を2度開催しながら、各委員のご理解をいただき条例案を提案させていただいたところでありました。

次に、議会に提案する前に住民説明会をなぜ考えなかつたのかとのご質問ですが、限度額を引き上げるためには国の地方税法の改正が必要であり、地方税法等が改正され公布されたのが平成22年3月31日であつたということと、また新年度の納付書の発行に間に合わせるには4月中の議決が必要となるなどの事情があり、議会開催前に住民説明会を実施するには日程的に困難であつたためできなかつたのです。このことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと清水議員……

○10番（清水 悟君） 答弁足りないと思いますから。

○議長（野村 洋君） 清水議員、ちょっとお待ちください。

○町長（佐藤克男君） 大変失礼しました。2つ目をちょっと。国保会計にかかわらず、各会計においては独立採算とするのが基本であると思いますが、国保会計においては特に4年間で5億2,000万以上の赤字となつており、また今後も医療費の増加により赤字拡大が見込

まれるため早急に着手したものでございます。また、税の公平性の観点からも国保会計に一般会計から繰り入れをし続けることは、他の医療保険加入者、例えば社会保険等々、その保険に加入している人の保険にほかに、間接的でありますけれども、国保の赤字分も負担させているということにもなり、そのような不公平感をなくしなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（清水 悟君） 町長、本当に町長もにこにこしながら答弁しているときは、いい人だなという印象が強く受けるのです。だけれども、顔と心がちょっと違うかなというふうな印象もあるのです。だから、町長、改定額が半端ではないのです。上がる人はもう10万以上、もう13万ぐらい上がる人も出るというこの実態を、ただ条例云々で期間的に時間的に間に合わないみたいな答弁をされましたけれども、そうしたら八雲は一体何ですか。今八雲は住民説明会をやっている最中だと思います。そして、議会に提案して条例改正という手配になると思うのです。何で我が町だけ、高額な改定をしようとするのにもかかわらず、もう少し町長の力量を十分に発揮をしていただきたいと思います。

私は、昨年の3月に合併時の財政シミュレーションをごらんになっていきますかというふうな質問をいたしました。あ那时的町長の答弁、すごく冷たかったです。普通であれば、これから見て勉強をすとかというふうな言葉が加われば、私もいい町長だなというふうにしてそのとき私は思ったと思います。だけれども、木で鼻をくくったように見ていないという言葉で終わらせたのです。重要な合併だったのですよ、対等の。だから、その辺を町長、やっぱり心を持って対応していただければ、町長の笑顔と心はイコールになったなというふうにして私も感じると思います。そういう意味で、質問がまとまったかどうかわかりませんが、町長、すこぶる上手に答弁していただければ。

それから、さっきの質問で、それであれば他の会計はどうお考えですかという部分の質問に対して答弁がなされておられませんので、その点もひとつ町長、お答え願いたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 非常に短い時間ですけれども、端的に質問をしていただきました。

まず、改定額が半端ではないと、国保の加入者の方たちにかなりたくさんの負担になるのだというお話でございました。ただ、清水議員にもご理解いただきたいと思うのですけれども、今どこの医療保険も非常に大変な時期にあります。社会保険に至っては国というか、地方自治体で決めたもので、これは一切の答弁も何もなさらず、説明もなさらずにいきなり企業は口座から引き落とされてしまいます。そのような制度になっております。そして、社員もこれは一切の説明もなさらずに社会保険の方たちは毎年この社会保険上がっていております。我が町においては6.5%ですときております。これは、今まで私は恩恵をこうむっていたのだと、そのように判断していただいて本来の数字、これがもしこの国保会計、独自で採算を合わせるとなったら11%以上の数字になるわけでございますけれども、私は段階的という意味で9.5%という数字を示したものでございます。やはり一般会計からこれを

繰り入れするという事は、社会保険または共済保険に入っている方たちに間接的でもあるけれども、また二重に国保医療費をまた支払わせるという結果になるということをご理解いただきたいなど、そのように思います。

八雲はどうしてですかというのがありました。5.5%が5.8%になる。それも住民説明をしていると。私は、八雲の場合はそれだけ余裕があるのだと思います。我が町は239億円の借金もしょっておるわけでございます。そして、今までは一般会計はずっと財政調整基金を取り崩してやってきた、それほど厳しい会計でございます。そういう中で、この国保税が3億円以上の赤字になるということについては早急に手を打たなければいけないということでございました。これは、役場の中では何でも町長発信しながら、これは検討に検討を重ねて国保加入者の負担を少なくするのか、それとも町の将来を、どちらを大切にするのかということをお考えたときに、私は町の存続をこれは考えなければいけないと、そのように判断して皆様にもご報告した次第でございます。

そして、清水議員の町長の力量を発揮してもう少し議員の方たちに説得、また説明をしてもらいたいというお話でございました。それについては、私もやはりまだ説得力不足だったのかなと、そのように感じております。

また、他の会計はどうなのかと。他の会計についても今手をかけております。この国保会計と同じように痛みを伴う人はこれからも私は出てくると、そのように思っております。しかし、今この町の財政、239億円の借金、このうち約110億円は町が支払わなければいけないとなっております。あとの130億円については、国が交付税措置をしていただけるようでございますけれども、110億円、これを払っていかなければいけないというのは大変な負担でございます。そういうふうにお考えたとき、今ここに生きている我々が我慢してでも将来の子供や孫に負担を少なくしなければいけないと。それが我々の役目ではないかと。そういう意味も込めて他の会計についてもこれから順次手をつけていこうと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（清水 悟君） 町長、財政的なことをおっしゃいましたけれども、納税者としてきちっと説明をすれば、また国保特会の中身がどうなっているかということをお説明した上で値上げして税金をお支払くださいと言え、森の町民は納得してくれると思います。だけれども、その辺の説明がちょっと足りないのではないかとこのように私は感じます。

それから、いみじくも町長は共済保険のことに触れられました。町長も共済保険ですよ。広報に何て書いてあったか、ちょっと頭に残っていませんが、共済保険の人もいわば生活が苦しいのだみたいな書き方になっていたと思いますが、町長、町長が給与を減額したから生活が苦しくなったのか。その辺のこともやっぱり町長として、町のトップとしてやっぱりきちっと整理をした中で広報に書くべきだったのではないかとこのように私は思いますが、最後にそれだけお答え願えればと思います。

(何事か言う者あり)

○10番(清水 悟君) 共済と、それから説明と。町民に対する説明。いわゆるきちっと説明をすれば、税金をきちっと理解を持って払っていただけるのではないですかという部分です。それをお願いします。

○町長(佐藤克男君) 清水議員の質問にお答えさせていただきます。

町民にもう少し詳しく説明したら、町民も理解していただけるのではないかというお話でございました。そういう意味も込めて町民の説明会をこれからしていこうと、そのように私も思った次第でございます。清水議員のご意見を参考にさせていただきたいと思えます。

次に、共済保険の人たちも町長が給料を削ったから苦しくなったのだろうということについて、広報に書く場合にはお気をつけになったほうがいいのではないかというお話でございましたけれども、確かに町職員の給与は町民の収入に比べて高いものがございます。これは突出しておりました。私は、町職員に対しては3年間我慢してくれということをお願いしてなったものでございます。ですから、いまだに町民の皆さんの給与所得に比べて高いのかもしれない。しかし、これは私はかなりぎりぎりのところまで給与削減をして職員をお願いしたところでございます。その中で、彼らは共済保険も強制して払わなければいけません。強制で来ますので、払わなければいけない。そういうところでかなり厳しいながらも彼らもみんな頑張っているのだよということを町民の皆さんに理解していただきたいと、そういう意味で書いたのだということを清水議員にもご理解賜りたいと、そのように思います。

以上でございます。

○10番(清水 悟君) ありがとうございます。終わります。

○議長(野村 洋君) 10番、清水悟君の質問は終わりました。

11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時26分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3、広報について、環太平洋連携協定(TPP)について、2番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、広報についてを行います。

○2番(堀合哲哉君) 最初に、広報についてご質問をいたします。

広報もりまちの「町長から皆さんへ」の内容は、町民や議会への誹謗中傷であり、自身の都合の良いように事実すらもねじ曲げている。再三にわたる抗議にも耳を傾けようとせず、職務として書き続ける態度は決して容認できるものではなく、町長としての資質すら問われるものである。12月広報では、国保税の税率改正について、町長には一切の相談もなく、町長を呼んで全員協議会で討議するなど、二元代表制を無視されたとの記述があるが、相談や

全員協議会と二元代表制の関連についての認識をお伺いしたいと思います。

広報もりまちは、町長の宣伝物でもなく、情報操作の場でもありません。公報であることを忘れてはならないのであって、役場組織としての当然のチェックがなされるべきだと考えますが、いかがでしょうか。町民に不安と混乱を与えている「町長から皆さんへ」は中止すべきであると思います。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員の質問にお答えさせていただきます。

相談や全員協議会と二元代表制の関連についてというようなご質問でございます。町長と議会とは、ともに住民を代表するものであり、その正当性に優劣はありませんが、町という1つの団体の中で両者が担う役割は町長が町の事務について包括的、網羅的にこれを施行するものであり、議会は議決によって町政運営の基本的な方針を決定するものであると考えております。二元代表という制度においては、相互が牽制し、抑制と均衡によって緊張関係を保ち続けることが求められておりますが、相互がよく議論し合うことでこそこれを実現できるものと考えております。他方が一方的に決定事項を押しつけるような状況下においては、相互に牽制するというにはできるはずもなく、一方の代表者の軽視であり、二元代表制の無視であると思われま。

また、広報もりまちは町長の宣伝物でもなく、情報操作の場でもない。公報であることを忘れてはならないのであって、役場組織としての当然のチェックがなされるべきだが、いかがかという、そして「町長から皆さんへ」は中止すべきであるのご質問というか、提言でございます。お答えさせていただきます。広報もりまちは「町長から皆さんへ」は、町行政の動向やお願いなど、町民の皆様へ行政運営に対するご理解とご協力を得ようとするものであり、町長に就任して以来、毎月掲載しているところであり、お尋ねの広報もりまちは町長の宣伝物でもなくとありますが、広報の発行については町政の円滑な運営を図るため発行をするものと考えております。また、役場組織としてのチェックがなされるべきだとありますが、広報もりまちは発行に関しては発行責任者の私の判断のもと掲載しているものであり、「町長から皆さんへ」は町民の皆様にお知らせしなければならない情報などを今後においても掲載してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（堀合哲哉君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

私がこの広報について一般質問で取り上げるのは、これで3回目だと思います。実は、町長がこの広報について非常に対議会に対する焦点を絞って書き始めたのは6月の「町長から皆さんへ」から、かなり露骨な表現も含めて時と場合には誹謗中傷があった。だから、これを議会は、私だけではないですよ。おやめなさいと。9月の広報の号外でも全く一緒、それもおやめにならないから問責決議に結びついたわけです。ですから、今また町長の発言を聞いていますと、まだまだこれ続けますよということを町長はもうここで鮮明にお答えしたわ

けです。そうすると、あのとき9月の議会で行われました問責決議をしっかりと受けとめていない。私は非常に残念に思う。ですから、議会がどう対応しようと私は私の信念でやるみたいなき感じだけでございます。

そこで、質問をしていきたいと思えます。実は、今町長が私の最初の質問で二元代表制についてお答えになりました。議会の役割、いわゆる町長の役割、それぞれ前提としてございます。これは、町長の前段の発言を私は覆すものではございません。しかし、協議会というのは公式な議論の場ではないのです。公式の場ではないのです、協議会というのは。実は、余り協議会というのを事前におやりになる……これ多分4月もお話しされていると思うのですが、4月に1度話し合いを持ちました。それは、そのときは町長、役場サイドがこういう国保税について提案をしたいというお話。協議を持ちました。しかし、その中で議員の意見というのは分かれた。でも、体制的に見るとこれだけの大幅な所得割の引き上げはだめですよというのが大勢だった。大勢を無視して町長はやられた。議員の大勢は9.5%、これはだめですよ。引き上げ幅が多過ぎるし、町民に対する説明責任もなされていないのではないかと、こういう意見だったと思えます。ところが、自分の信念だといって議会にかけてきたわけです。議会は議決権ありますから、これを拒否したわけです。拒否する議会が町長の言っていることを、お考えを無視したのではないのです。その辺をどうも勘違いされている。自分の思うとおりにならなければすべて無視、これでは二元代表制を云々する立場の人が言うべき話ではないのです、基本的に。そして、協議会というのは下手すると町長の責任体制も実は否定される道を築くことになってくる。ですから、今回のやりとりの中で議会が議決していった11月15日のこれは、決して二元代表制を否定したものにはなっていない。だから、二元代表制そのもので議論されたのだから、それで決定事項には町長は従う必要がある。

そこで、お聞きしたいのです。形はそうであれ、実は私ども議会も町長も根底にきちっと考えなければならぬ問題がある。それは、地方自治法第1条なのです。地方自治体の役割について、自治法の第1条を読みながら佐藤町長はどのようにお考えになっているのか、それをお聞きしたいと思います。第1条でございます。役場というのは何で存在するのか、どんな仕事をするのか、それをしっかりとお答えいただきたい。これがまず1つ。

それから、先ほど同僚議員の質問の中にもいわゆる地方自治法第7章、執行機関、138条の2、そのことについて町長は触れていきました。要するに首長主義と執行機関の多元主義の2つの制度的特徴を持つ執行機関の義務として地方自治法ではどのように規定されているのかという問題なのでございます。それが138条の2につながる。ここで言っているのは、みずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を町長は負うのですよと、こういうことをうたっている。そこで、ご判断をお聞きしたいと思います。町長が考えるみずからの判断と責任において、誠実というのとはどのようにお考えなのか。国保税の12月広報でたくさん書きましたね。議会の議決に対して、きちっとした判断と責任において誠実にそれを実行しなければいけない。果たして広報に自分の信念といって間違った信念を町民に押しつけるやり方が許されるのですか。私は、そのことをお聞きしたい。

それから、3点目、先ほど広報のことで、実は自分の権限でやっているのだと、こうおっしゃった。そこでお聞きしたい。地方自治法にかかわって、首長の統括権、代表権は無条件で白紙委任を自治体として認めているのですか、これをお聞きしたい。法令的なことで、町長が答えられなければ総務課長で結構でございます。

3問しかありませんので、続けて質問させていただきます。たくさんの項目になります。もしだめだったら4問目、議長、許してくれれば後段に回しますけれども、そういうわけにはいかないですね。

○議長（野村 洋君） どうぞ。

○2番（堀合哲哉君） ちょっと言うておきたい。実は、広報の中身について私は質問をしてまいりたい。今回は「町長から皆さんへ」、さらに解説ぶきの2ページ立てで国保の会計、これをやったのですね。これをやった。実は、私は町長のここでお使いになっている不公平、何で不公平なのと。もう国保に加入している住民の人は大変ですよ。何か自分たち悪いことしたのかなと、そんな感じでしょう。不公平なのだ。町長が国保税の今の負担を1%で抑えたから不公平なのだ、3%になったら公平なのだ、逆に言えばそういうことなの。不公平と考えた場合、あなたの論法でいけば社会保険加入者や共済保険加入者、国保についても二重の負担だと、こう言った。例えば子供が大きくなって、子供さんがいない方が教育にお金をかける。自分の直接のは何もないのですよ。これ何というのですか。これ不公平と言わないのですか。町長流に言うと不公平なのです、これ。町長は共済組合に入っている。町長は保険税を払っていらっしゃる。ただし、その半分は町費から支出しているのです。町費ですよ。町税ですよ。これは、ルールに基づいてやっているのです。けれども、余りにもしつこく町長は不公平をおっしゃるので、1年間の町長の共済にかかる町の負担は幾らですか。話してください。

さらに、4点目、この中で……

（「今のが4点目でしょう」の声あり）

○2番（堀合哲哉君） 4点目です。4点目ですよ。今度5点目。実は広報を見ると、税率の問題で所得割で高いほうばかり書いているのですね。町民に知らせるのなら、管内の実態を全部知らせればいいではないですか。9.5%に誘導したいために高いところしか出さない。森町の今7.5%に決まりましたが、低い自治体、幾つありますか。自治体名で言ってください、率と。こういうことがまず質問です。

次、6点目、国、道、町もそれ相応の負担をしているのですと、こう言ったのです。町村会で国保税の各自治体に対する持ち出しが非常に多くなってきていると。これは実態ですよ、全国の。だから、国に対してもともと従前からよこした補助率を引き上げなさいと。国に対して首長が言うのですよ。45%に戻すように町長は要求されたことございますか、国に対して。道は補助をどうしましたか。全部そういうのを減らされて減らされて、全部加入者がかぶったら、これ国保税は成り立たない。そのことをご認識になっているのか、ならないのか。

それから、借金問題です。先ほど同僚議員の質問に110億程度のお話をされた。こんなに

借金があるのだから、孫や子にツケを回さない、大体この話というのは昔も聞いたことある。住民に痛みを押しつける場合に使う言葉なのです。だから、あなたたち負担しなさいと。いいのですか、かわいい孫にこんなに負担させてと。そうしたら、みんな気持ちぐらつくわけです。かわいい孫ですもの。かわいい子ですもの。でも、これは完全なる町民に対する誘導です。先ほど110億と言ったのだけれども、110億の返済計画、これ何年で全部終わるのですか。その辺のところをきちっとしゃべってください。それから、住宅料は住宅使用料きちんとカバーされているはずなの。それから、下水道もこれからはそうでしょう。使用料が見合い分になってくるのです。そのことをきちっとお話しされないで総額をどんと出すというのは、町民への誘導そのものでしかないのです。書くのなら実態を詳しく書いてください。そのようなことをしないと結局私……頭は借金だらけで、町長のお話を聞いたら、もうあすでも夕張の次になるみたいなお話ばかりされる。そうではないのです。それであおってはいけません。広報を使ってはいけません、こういうことで。

今度何問目が忘れてしまいました。今度8問目ですか。町長、さすがですね。では、全部答えが返ってくるな。それで、議員が広報について批判すると書いているのね。一番最後にね。何で批判するか。町長は全然見当つかない。こんなすばらしいことを書いているのに、何で議員がチェックするというか、批判しなければいけないのだと。私どもは、私どもはと言ったらまずいので、私はと訂正します。皆さん違ったら困るので。私は、まず町民にお知らせするのなら、まず事実に基づいていただきたい。それから、片方だけの情報だけ与えて、だから町民に伝わるのは結局一方的な情報ばかりなの。これは公のお知らせの場合、それが適当なのですか。これはだめなの。私見ていると、先ほど同僚議員も恣意的、私はあの言葉は使わないで私の意見の的なのです。個人的にねじ曲げることです。私意的な、個人が、だからだめなのだと。自分の意思が通らないと、その広報をはけ口で使っているだけだと。はけ口なのです。だから、こういうものはだめなの。

それから、町長は日ごろ森町を有名にしたいと言っているのです。東京へ行ったら、さっぱり森町のことはわかってくれないと、いかめしだったら少しわかると、こうおっしゃったでしょう。でも、実は広報というのはインターネットを使ってだれでも見れるようになっていのでしょうか。そうですよね。森町の町民だけですか、見れるの。町外でも見れるのですよ。町長一人で恥かけばいいのだけれども、森町町民全員が恥なの。結局そういうことなの。だから、お気をつけてくださいと言うのです。いや、すごい町長がいるなど。自分だけ有名になりたいというのなら、それはそれでいいですけども、でもそういう意図があって使うのならやめてください。この広報も森町の宣伝物そのものなのですよ、1つ。対外的にはね。いいですか。だから、私はこのようなやりとりの場ではないということを強く申し上げたいと思います。

以上です。まずお答えください、それで。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁に時間がかかるそうでありますので、このまま昼食の休憩に午後1時までしたいと思います。よろしいですね。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問の答弁のため休憩いたしておりましたけれども、よろしいですか。

○総務課長（片野 滋君） それでは、私のほうから何点かご答弁させていただきます。

まず、自治法について何点かご質問されておりました。1点目は、自治法の第1条、それから138条の2、それから147条、たしかこの3点を議員のほうからその見解なり質問をされておったと思います。そこで、この自治法の第1条でございますけれども、この1条については目的といいますか、この地方自治法の本旨について規定しているところでございます。内容としては、自治体として能率的な行政運営と地方公共団体の健全な発達を保障したと、そのように規定されております。そこで、147条の地方公共団体の統括及び代表についての見解というお話もございました。この147条につきましては、長は、いわゆる町長は当該普通地方公共団体を統括し、これを代表すると規定しておりますが、これについてはただ単にこの役場といいますか、職場の統括代表にあらず、議会及び住民のすべてを含めて当該団体の事務についての統括及び代表をするというように私どもは解しております。また、148条においては、これは議員から質問ございましたが、148条においては、町長は当該普通地方公共団体の事務を管理し、及び執行するとの権限を有することを規定しておりますが、138条の2において、あくまでも議会の議決に基づく事務を長みずからの判断と責任において誠実に管理、執行する義務を負うと、このようになります。ゆえに第1条の自治法の目的に沿って考えますと、これらの事務を誠実に執行されていくと、このように私どもは自治法については解釈しておる次第でございます。

それから、町長の共済掛金の額はと、こういう質問だったと思います。町長の共済掛金、掛金については負担金もそうですが、いわゆる短期分に相当する部分と長期部分、いわゆるここでいいますと社会保険関係に要する部分は短期になりますが、その短期だけに限って掛金を計算してみました。町長の給料につきましては、条例上81万2,000円に規定されておりますが、現在25%の減額措置を行っておりますので、基礎となる給料月額額は60万9,000円でございます。これに短期部分の掛金を掛け算出した金額につきましては、年額47万1,866円

でございます。これについては給料と、それから一般職員もそうですが、期末、勤勉手当、町長の場合は期末手当ですが、期末手当についても掛金部分は支払っておる次第でございます。

それから、町債の関係でございますが、いわゆる起債の残高自体は先ほど来皆さんが言っているとおり、総体的に森町全体といたしましては約239億の起債残高がございます。いろいろな私どもこれについての資料を持っているのでございますが、いわゆる償還に関する部分だとか細かい部分になりますと、一般会計の資料しか手持ちにはございませんものから、一般会計でもってちょっと説明させていただきます。一般会計の起債残高が現在173億でございます。この173億の起債について、交付税で算入される率というのが57.61%でございますので、単純に掛けますと交付税173億のうち交付税で算入される額というのは約101億という金額になります。それで、この起債の償還のピークでございますが、一般会計においてはこの平成22年度、今年度が償還においてはピークに差しかかっております。それと、ただ決算のいろいろな数値の中で実質公債費比率、これらが出ますけれども、この比率につきましてはピークになるのは恐らく平成26年あたりと、そのように考えてございます。この起債の残高がいつになったら減るのかというような感じでございますけれども、財政を運営するに当たってこの起債を借りるといのは、やはりその財政を運営するに当たっては有効な手段の一つでございます。現在は、その起債の借り入れを抑制するような財政運営になってございますので、減る一方でございますが、これから何かまた新たに事業を計画なり実施する段階においては、やはりこの起債を借りて事業を執行するというのは、財政的に考えた場合に手法の中の有効な手段と考えておりますので、その時点では一時的にまた残高が増えるというような事態も発生すると思われま。

私のほうからは以上でございます。

○税務課長（泉 一法君） それでは、私のほうから管内の国民健康保険税の所得率を示してくださいというご質問だと思いますけれども、この所得率につきましてはご承知のとおり医療分、後期分、それから介護医療分と、それぞれ分かれておりますけれども、質問の医療分の所得割の率だと思います。それでは、順を追って数字を述べさせていただきたいと思えます。まず、函館市につきましては11.11%、松前町11.0%、福島町10.0%、知内町7%、木古内町8%、北斗市8.8%、七飯町8.0%、鹿部町5.3%、八雲町5.5%、長万部町5.2%、最後になりますけれども、森町が6.5%でございます。これは、平成22年度の所得割の数字でございます。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 先ほど堀合議員から8項目の質問がございました。今総務課長、税務課長の答弁で7つのお答えをしたと思えます。8番目の広報に事実に基づいてではなくて、それは個人的な意見だというお話がありました。これは、決して個人的な見解ではなく町長としての考えでございます。そういうことで、私はいつでも町長という立場で広報に掲載しているわけでございます。決して個人的な私の意見ではないということを申し述べておきま

す。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) また、国に対して45%に戻すように話をしているかということでもございました。これは、今年も10月6日に国保制度改善強化北海道大会というのがございまして、これは北海道町村会として私も連名で国民健康保険財政の基盤安定のために国庫負担を拡充強化することということで陳情してございます。

以上でございます。

○議長(野村 洋君) 再々質問ございますか。

○2番(堀合哲哉君) 忙しい思いをさせた部分もあると思いますけれども、ご答弁いただきましてありがとうございます。ただ、今の答弁の中でまだ私の頭の中ではひっかかる部分が多少ございますので、その点を含めてご質問をさせていただきたいと思います。

最初の1番目の質問で、地方自治法第1条には何が書いてあるかと。要するに自治体の仕事、役割は何かと。残念ながら総務課長、そこには言及しなかったですね。私は、議会もそうですし、町長もそうなのだけれども、結局我々の大前提としなければ、何なのか、することは。それは、地方自治法の第1条に書かれているわけです。それは役場、何で地方自治体というのが存在するのか。住民のために何をするのか。一番大事な点が議論の中でも出てこない。要するにここに住んでいる人、住民の福祉向上が、これをやらなければ地方自治体は要らないのです。これが大きな仕事なの。福祉という字は、福というのも幸せなのです。祉というのも幸せなの。だから、幸せ幸せなのです。福祉政策とか福祉の国づくりとか、それになると要するに社会保障とも密接なつながりがあります。要するに住民の暮らし、命をどうするのと。国では大もとの法律をつくるのです。でも、地方に住む、森町に住む住民の方が今どんな思いで生活しているのですか。それに思いを込めて、やはり自治体でやるのは何なのかということ、町長は先ほどからの答弁を聞いていますと、同僚議員のね。今後も痛みを押しつけるのだみたいな話をされているわけ。そうではないでしょうと。だから、この大前提に対してどうするのですかと。私は、そのことが一番議論の中でなかったことではないのかと。私は、そのことをはっきりすると森町の行政のあり方というのは、姿は見えてくると思います。それで、町長にその住民の福祉向上のため、福祉の向上というのは何なのかということも含めて見解をお聞きしたいと思います。

それから、協議会のことについては町長は直接触れておりませんね。二元制と協議会というのはイコールではないのです。町長提案については、それは提案権というのは町長にあるわけですから、これを出すと議会で言っているわけではない。それを出されて議場で議論すればいいのです。議論した結果が11月15日に出た。町長をのけものにしたわけではない。担当課長に、町の考え方はもう十分町長の考え方は聞いているわけですから、そのときに財源問題を含めて真剣な議論をしてきたのです。ただ、町長は3%、私はゼロ%、1%も違うのでしょ。でも、私はこんなことを書いて広報を使ってやりませんよ。それならば、ご自

分でおやりになればいいの。その意見を町民に知らせるといのは、別に佐藤克男町長、町長名でも何でもいいですから、とにかく町のお金を使ってこういうのをやるのはやめなさいということなのです。やるべき筋のものではないと。ですから、二元代表制でないということ否定されますけれども、そうではないのだと。それはルールがあって、ルールに基づいて我々はやった。何か町長のお話を聞いていると、まるで議会というところはルールも何も無視して、町長の存在すら無視しているみたいなことを書かれますけれども、実は違うのだということをやはりここで、もう2年たちますから、それを認識しないといつもこういうレベルの話なのです。こういうことで時間費やしたって森町はよくなる。だから、そこでもうぜひ踏ん切りをつけていただきたい。そうすると、佐藤町長は光輝くのではないですか。私はそう思います。

次の3問目の要するに138条の2の部分でございます。これも総務課長がお答えになったのだけれども、みずからの判断と責任において誠実にとという部分なのです。それについて、佐藤町長が答えるべきですよ。誠実な態度というのとは一体何なのかということなのです。その辺の把握がなければ、字面でこう書いているけれども、実際にはこうですよということをきちっとご本人の立場からお話しいただかないとだめなの。町長の今おやりになっていることは、要するに科学的ではないの。独善的、それも信念に基づいてやるからと、こういうのを許されていいのかという話なのです。許されない話なの。ですから、地方自治法138条の2で書かれているこの部分の内容については、しっかりと私は受けとめる必要があるのではないだろうか。町長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、統括権と代表権については、あえて再々質問はいたしません。ただ、不公平という言葉は私も本当に気に食わない。町政全般でいけば、町長流の考え方をすればみんな不公平ですよ。みんなが不公平。そうではないはずでしょう。だから、このような書き方というのは私は間違いだし、共済保険や社会保険に入っている人をあおっているだけでしょ。それしか役割は果たしていない。だから、こういうのを広報にお書きになることは私は間違いだと。

それで、町長のお話を受けましたけれども、これ私、総務課長の説明の中で47万1,866円がいわゆる共済保険に対する町の持ち分ではないでしょう。町の持ち分だけをお話したのですか。この半額でとらえてよろしいのですか。

(「掛金です。本人が負担する」の声あり)

○2番(堀合哲哉君) 本人が負担する。私、町の持ち出しで払っているのは幾らですかと聞いたのですよ。47万ですから、総掛金がこれですから、この半分以下か半分ぐらいになるのでしょうか。それをお聞きしたかった。

それから、所得割で低いところあるではないですか。鹿部、長万部、八雲、この例も広報でちゃんと書かないとだめなの。松前11%ですか。福島10%、森の6.5は低過ぎるのではないかと、こういうあおりでしょう。これはだめです。大体内平均も書かれていないのです。ですから、町民の皆さんについては、今のほかの町も含めてどういう渡島の状況にあるのか

ということをお知らせするのが行政の役割ではないですか。ですから、私はこれは恣意的に先導する役割しか果たしていないということをお願いしたいわけです。

それから、今度は借金の問題のお話なのですが、今一般会計でお話しされました。ピークが22年、起債を使って仕事をする、自治体としては有利な方法を選んでやってきたわけですよ。でも、これを返済するには計画があるのです。森町の財政がこんな状況と、町長も最悪と言っているのだから。最悪だったら、国で起債認めませんよ。認めているではないの。これ最悪と言わないの。もちろん大きな借金はつくるべきではない。これは町長と同じ考え。でも、今の現状を見てこれが最悪でやり方が悪いのだとかと、そういうような話にはならないということです。これには、住民の皆さんからの声を政策としてやっているいろんなものをつくってきたのでしょう。いろんなことをやってきたの。ですから、その点を考えたら、こういうあおり方をして住民に負担を押しつけるようなやり方というのは、私は森町のトップ、町長としてのやるべき仕事ではないと思います。十分大丈夫ではないですか。このことで再度町長からそれは話を聞きたいと思います。まだこれでも最悪で、そういう宣伝をされるのか、それを聞きたいと思います。

12月広報に書かれておりました。自分がこのように書く、町民に判断を求めたい、問いたいと言ったのです。町民に問うといった場合には、自分のこれがいいのか、あるいは議員が批判している、おやめなさいと言っている、それが正しいのかと。これなかなかわからないのです。わかる方法、やっぱり町民に対してどうなのだとぶつけるのです。ぶつける方法は、やっぱり選挙という姿が一番いいわけですね。はっきりするのです。だから、12月広報でそのように町長はお書きになったということは、ああ、もうそのことも意識しながらおやりになっているのだなと私は思っているのですが、いかがなのですか。判断を聞きたいと言っていますので、その点をお聞きしたいなど。ですから、全般を通して私は違うなとって線を引いたら、こんなになってしまうわけです。こんなに違うのです。でも、全部言っていないよ、これでも。だから、私個人かもしれませんが、でも、議員の皆さんは今までのずっと6月からの流れを知っていますから、もっと私より線を引っ張っている人いるかもしれない。ですから、このようなことをまずおやめになるということだと思ふのです。ぜひその辺の見解をもう一度聞きたい。まず基本は、こういうことは一切今後書かないと言ってくれると私の質問もそれで終わってしまうのだけれども、ぜひそういう答弁を期待しながら終わりたいと思いますが、どうですか。

○町長（佐藤克男君） 今堀合議員から長々と6点の質問がございました。

1つは、地方自治法の第1条にある福祉向上の問題について町長はどう思うかというお話でございました。我が町は、何回も私は言うておりますけれども、約240億の借金があります。あの夕張でさえ360億円の借金でございました。私は、いろんな民間企業、そういうものも見てございます。夕張でも夕張の市民が前日まで我が市が破綻になることさえ知りませんでした。破綻になるというのは、そのくらいわからないものでございます。我が森町においてもいつどうなるかわからないと、私はこの我が町の財政を見たときに一番最初にそう思

いました。その証拠にこの3月、この国保税のことで議会ともお話をさせてもらいましたけれども、5億円から8億円ほどの歳入不足になるということでもございました。非常に私も慌てたものでございます。そして、この国保税についても早速やらなければいけないというようなことになったわけでもございます。町を破綻させない、これほどの福祉の仕事はないと私は思っております。議員の皆さんはどのように思っているかは知りませんが、このままでいけば私は森町の破綻というのは火を見るよりも明らかだと。私は経営コンサルタントもやっており、この辺についてはよく知っております。議員が所属する日本共産党は、この問題についてはいつも福祉の向上、福祉の向上ばかり言っております。しかし、財源のない福祉の向上はあり得ないと、私はそのように判断しております。

2番目に、議会で議論すると。11月議会で議論するような場があったでしょうか。町長に一言この件について意見を話してくださいと、ありましたでしょうか。全く私には話をする場も与えられません。そのようなことで、私は議論も何もせずにこの国保税については議決になったわけです。しかし、私はルールに基づいて議決されたものは、議会から上がってきたものに対して署名をして告示もしております。これほどの誠意は私はないと。私は、いかに自分で私の考えと違っていても議会から議決されたものについては署名し、そして告示し、それを行う、施行する。これについては、私は誠心誠意、誠意を持ってしておるわけでもございます。

4番目の他の市町村との比較はどうかのだと。長万部はどうかのだ、鹿部はどうかのだ、八雲はどうかのだというお話がございました。ここの町は、森町ほど財政が悪くありません。森町は、昨年3月の時点では財政調整基金はほとんどゼロに近いのです。ほかの町はそんなことございません。それなりの町の財政を持ってやっているわけです。しかし、森町にはもう財政調整基金も昨年3月の時点ではほとんどありませんでした。おかげさまで……

(「ゼロじゃないでしょう」の声あり)

○町長(佐藤克男君) ゼロではないけれども、1億もない。その状態でもございました。これは、もうほとんどゼロに近い状態でした。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) 今年においては何とか……

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) 議員、私が話しているのだから黙っていてください。議長、注意してください。

(「数字は正確に言わないとだめ。大事な部分ですよ」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 注意してください。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（野村 洋君） 会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 我が町においては非常に財政が苦しい。財政調整基金もない。要するに家でいったら貯金がほとんどゼロに近い状態という状況になっているわけです。その中で、私は他の市町村との比較については、長万部、八雲、鹿部については比較はできないと、そのように思っております。

5番目に、議会、住民の皆さんが何でも承知していると。議会のことについて、住民の皆さんはこの借金についても承知しているという堀合議員のお話でございました。町民のほとんどは、こんな239億円も我が町が借金を抱えているということはほとんどの方が知りませんでした。一部議員の方が議会報告で書いていて、本当かなという程度でした。議員の中でもこんなに我が町が借金を抱えているということについて知らなかった議員もいると私は聞いております。ですから、決して住民の皆さんがすべてほとんどの人が承知、少なくとも5割の人が承知していると、私はそのようには思っておりません。そして……

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） ちょっと注意して。

（「私が言っていることをちゃんと聞いて言ってくれよ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 議事進行してください。町長、どうぞ。

○町長（佐藤克男君） これらについて町長の意見を聞きたいということです。私が今申し上げたとおり、町民の福祉は町が安全、安心であると、財政についてもそこそこ安心できるというまちづくりが本当の私は福祉だと、そのように思っているものでございます。

以上でお答えさせていただきました。終わりです。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 堀合議員、どうぞ。

○2番（堀合哲哉君） 議場というのは議長なの。町長の指示で動かないの。何か先ほどの総務課長の答弁の中でも議会も含めて統括権が首長にあると言ったから、私その辺のところ今後調べないとだめだなどは半分思っているのですけれども、結局そうなると対等、平等の関係ではないのです。だから、それを見て佐藤町長はいきがっているのかもしれませんが、私は違う。それで、町長に申し上げたいのだけれども、数字をお話しする場合、きちっと数字を言ってくださいよ。それと、私が何もそんなこと言っていないのに言ったような調子で言われるのが非常に心外なの。その辺のところを注意してお答えいただきたい。

それで、今お話を聞くと、結局こういう「町長から皆さんへ」はこれからも続けるのだよと。もう私、一議員としても重大な決意を持たぬともうだめだ。こういうものも書かせないような条例をつくらないとだめだなど、私はそう思います。一切それに考えると、検討するとかではないのです。自重すると言いながら自重もしないわけでしょう。そういうやり方でどんどん、どんどん来る。最後は、もうどんどん続けるのだと。私、こういうことはあり

得ないのです。事実のことを書くのならまだしも、だから私はチェックが必要だと言ったの。それが自分が代表者であるから、責任者であるから、自分がチェックするというのでしょう。だから、こんな変な広報になるの。だから、組織としていいのですか。住民に責任を負う組織として町長の独断と偏見でこういうものを進めていいのですか。これが私は役場が問われている問題だと思います。これからどんどんエスカレートしますよ。

先ほどだって私、日本共産党は金もないのに福祉をやれ、福祉をやれと言っているとか、いいかげんな話ばかりでしょう。このような本当にお金がないと。本当にお金ないのですか。町長の話でいくと、財調の積み立てが5億にならないと一切住民サービス、福祉に回るお金はないとお考えなのですか。そこなのですか。マスターズゴルフ、福祉ですか、あれ。それから、食KING市は福祉ですか。町長の言うのは、いつも町民対象ではないのです、そのサービスが。全部町外から人を呼ぶ、人を呼ぶと。人を呼んでどんな波及効果が自治体で生まれたかなのです。私に対して、おまえは財源のことを考えないと言うけれども、町長だって財源のこと何も考えないでやっているのではないですか。その効果が5年後、6年後と。5年後、6年後になったら町長はいないですよ。そういうことになるのです。だから、お金がないときに外貨を町が稼ぐなんていう話ではない。そのときに住民にどんなサービスできるか、それに頭を使ってくださいよ。町外へ行って森町知らないから有名にしてくる、そういう考えもあるのでしょうか。町民の人、どう思っているのでしょうかね。町外から有名になって、森町どうなのだろう。そんなこと望んでいないのではないですか。現実、高齢者がどんな思いで生活しているのか。それにやっぱり思いをはせていただきたいと思います。国保の加入者がどんな思いで納税されているのか。そこを出発点にしないからこんな話になってくるの。ここの主権者は住民なのですよ、お一人お一人。町長は町のトップかもしれないけれども、主権者の多くの声を聞いて行政を行うというのが基本なのです。自分の考えだけで町民をあおってはいけません。

だから、最低そういうことをやるべきではないですか。何もこれすぐれている人がやっているのではないのです。日本全国1,800ぐらい自治体あると思うのですが、その多くの首長がそうでしょう。ですから、そういうことをやはりご自身でも地方自治法の第1条の重さを私は知るべきだと。今までの森町といっても、結局は財調といったって20億も積んだことないのです。10億を超えたときだってそんなに年数ないのです。でも、財政上運営してきているのです。できないはずがないの。以前と違うのは何が違うか。職員の給与を削って積み立てに回しているという話なの。職員給与を削った3億5,000万、お金は町に落ちません。町の景気はよくなるらないのです。それで、自分がこれだけお金をためたと喜ばれる状況ではないのです。そういうことも含めて、一体我々のお金を、給料を減らして町長は何に使う気なの。これが職員の関心事ではないですか。町民のために使われれば、まだ半分救いがあるかもしれない。それを残して残して最後までいくというのは、私は行政としてやるべきことではないと。ですから、そういう観点に立つならば、これも個人的な考えですから、こういうのはおやめになるべきです。これなくなれば広報なんて、これを連続してこういうようなこ

とばかり書くから、もう見たくないという人も出てきているのですよ、たくさん。見たいと喜ぶ人も町長のところに届いているかもしれないけれども、現実見たくない、開きたくない。ですから、もうこれは大人の判断ですよ。私に言われてやめるなんていう性格の人でないからわかるのだけれども、でもこれは少なくともこういう内容は書くべきではないと。私は、ぜひ思うのだけれども、副町長、どう思いますか。突然振ってしまったら怒られるな。ということで、余り長くしゃべるとまた町長に言われますので、言いませんけれども、ぜひその辺は、もう4回目質問したくないですから、そろそろけじめをつけていただきたい。私は、そのことを願っています。ぜひ町長の最後の決断をお聞かせいただきたい。

○町長（佐藤克男君） 今堀合議員から質問ともつかないだらだらとしたお話がございました。私は、何も書きたくて書いているわけではありません。12月、11月の広報には、本当に私はのんびりと私の町長としての町民へのあいさつを書いたつもりでございます。私は、私がこのように書かなくてもいい議会と私の関係になればいいなということは常日ごろ念じておるわけでございます。そのためにも議員の皆さんと町長との話し合いの場というのは、私はたくさん持つべきではないのかなと、そのように思っております。そして、忌憚のない話の中で私は腹を割った話をしていけば、この混迷の議会と理事者側の度合いというのは薄れていくと、そのように思っております。私は、やはりここにいる議員の皆さんも町のことを考えて一生懸命汗を流しているのだと思います。私もその一人でございます。そういう意味において、私は一番の問題は議員の皆さんと町長が話し合いをして、いろんなことで意見の違うところはすり合わせていくと、これが大切ではないかなと、そのように思います。私が広報に議会のことについて書くのは、決して私の本意ではないと。私は、できたら書きたくない。もっと書く要素のことはたくさんございます。ですから、早く議会と理事者側との話し合いの場が持たれて、忘年会でも行うくらいのそういうふうになってもらいたいなと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 広報についてを終わります。

次に、環太平洋連携協定（T P P）についてを行います。

○2番（堀合哲哉君） では、2問目に移らせていただきます。忘年会までは余分だと思いましたが、やっぱりそういうコミュニケーションがつけられるというのはいいことだと思います。ただ、それは二元代表制とは、それとは違いますよと、そういう前提にしてもらわなければ困るわけです。

では、環太平洋連携協定、T P Pについてご質問いたします。菅首相は、輸出産業の大企業の利益を優先するT P P参加を表明し、関係各国との協議の開始を基本方針として来年6月ごろまでには参加の是非を決定することを国民に公表しました。T P Pに参加すると、北海道はもちろん森町の産業にとっても大打撃となることは明らかであります。森町議会におきましては、さきの議会でT P Pへの参加の中止を求める意見書を全員で採択をいたしました。また、12月1日に行われた、佐藤町長も出席されたと思いますけれども、全国町村長大

会でも社会に打撃を与えるということでT P Pへの参加に反対する特別決議を採択しております。同様の趣旨の決議が各自治体、議会、関係団体からも今は続々上がっているという状況でございます。以上を踏まえて、町長のT P Pに対する見解をお伺いいたします。

以上です。

○町長（佐藤克男君） お答えします。

平成22年11月9日、政府は関税の原則撤廃を目指す環太平洋連携協定、T P Pについての協議開始を閣議決定し、明年6月ごろには参加の是非を判断するとしております。農業においては、農業、農村の価値や役割について国民全体で共有し、国産農産物の生産と国民の食生活の結びつきを強化することが重要であり、国家戦略である食料・農業・農村基本計画のもと、意欲ある農業者が農業を継続していく上で戸別補償制度を初め克服していかなければならない課題が多々あり、慎重な検討が必要であると考えております。水産業においてもT P P締結によりホタテ、昆布など主要6品目の道内総生産額が年間530億円減少する試算がされ、また加工、流通、資材など水産関連産業に大きなダメージを与えることが予想されます。日本経団連などにおいては、各国との経済連携協定を積極的に締結し、T P P推進と農業の産業基盤強化との両立を図る必要があるとしていますが、北海道においては安い外国産農水産物が大量に輸入され、北海道の基幹産業である農業、漁業が衰退すれば、これらと関連する北海道産業のすそ野は広く、経済活動、雇用など、それを取り巻く環境に大きな影響があり、地方経済を支えている中小企業を危うくすることにより北海道経済団体とは反対の立場をとっています。今後においては、T P P交渉の進展を見据えた対応を関係者と協調するものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（堀合哲哉君） もう話を聞いていますと、これは北海道新聞の記事です。函館市西尾市長は、地域の合意がないままT P Pへ参加しないよう国に働きかけたいと。北斗市の高谷市長は、日本経済全体を考えて判断しなければいけないが、一番影響を受けるのは農業と漁業、日本が何の対策もとらないで参加するなら大反対だと鮮明に打ち出したのです。今の佐藤町長の話を聞いていると、よくわからない。T P Pに賛成なのかと思われるような雰囲気もあるし、もちろん12月1日にまさか全国の町村長大会で佐藤町長お一人反対してきたのかなと思う雰囲気なのね。保留されたのかなと。森町は、1次産業の町なのです。農業や漁業に与える影響というのは莫大なものなのです。佐藤克男氏本人ではないの。個人ではない。森町の町長として、森町の産業を守るために立場を鮮明にすべきなの。それが今の答弁では見えてこない。森町の農業をどういうふうと考えていらっしゃるの、漁業を。その認識がおりなのか、私は非常に疑問に思います。とにかくはっきり言ってください。賛成なのか反対なのか。反対ならば政府に対して働きかける意思があるのかないのか。

それから、2点目は、森町の農業に対する影響額は幾ら、漁業に対する影響額は幾ら、これをお述べください。

それから、3点目、日本は関税率がすごく低い国なので、各国と比べて。低いのですよ。だから、外国から輸入たくさんあるでしょう。それを撤廃してしまえば壊滅的打撃を受ける。北海道では物すごい被害です。このときに首長が関税率が低い日本でありながら、何でこのようなことをやるのだと堂々とやっぱり訴えてくださいよ。我が町の農業、漁業をしっかり守る、そういう立場に立つべきではないですか。それとも、佐藤町長は大企業の社長なのですか。輸出大企業は、これによって相当利益を得るでしょう。だから、経団連なんかは進める立場に立つのですよ。あれ利益がなければ、マイナスだったら経団連なんかは進めません。だから、経団連の意見を聞いて何かという話ではないの。我が町をどう守るか。その姿勢をはっきりお述べいただきたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員の質問にお答えさせていただきます。

私、今の答弁の中でT P Pの締結に賛成なんていうことは一言も言っておりません。私の話がわからなかったと。私の説明不足なのかもしれません。私は12月1日、全国町村長大会に行き渡島管内の町村長とも一緒になってT P Pについて反対してきたものでございます。そして、ですから私の立場としては、森町における森町長としての立場はT P Pに反対ということでございます。その辺は、よくご理解いただきたいと思います。

それと、ご質問のあった森町に対する影響はどのくらいかと。農畜産分野では約46万8,000円の影響が出るだろうと、そのように計算されております。

（「46万」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 46億です。46億8,000万円です。失礼しました。46億8,000万円の影響があるだろうと言われております。また、水産分野においてはホタテ、昆布、スケソウ、イカ等で22億6,000万円の影響があるだろうということと言われております。これがすそ野に行ったら、もっと大きな数字になるのではないのかなと……もうそれも考えての数字でございます。そのような北海道の試算方式によってこういう数字が出ているわけでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（堀合哲哉君） これ以上聞いたらおかしくなりますから、やめておきます。

○議長（野村 洋君） 以上で2番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、4、ちゃっぷ林館の指定管理について、交付金の活用について、21番、前本幸政君の質問を行います。

初めに、ちゃっぷ林館の指定管理についてを行います。

○21番（前本幸政君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

ちゃっぷ林館の指定管理について。平成22年4月1日から3カ年の期間、ちゃっぷ林館の運営につきましては3月会議で指定管理者の導入と決議されました。管理に関する基本協定に基づき、指定業者は約8カ月の営業期間を過ぎようとしています。指定業者も大変な努力をされ、営業をされていると思いますが、その一方町民からいろいろなお話も聞いておりま

す。以下、6点についてお伺いをいたします。

- 1、一般利用者の状況はどう変わったのか。
- 2、無料送迎バス運行による利用者の状況。
- 3、高齢者入浴料金助成事業の状況。
- 4、年間券廃止についての反響。
- 5、500万以下の施設修理の有無。
- 6、今後について指定業者からの要望。

以上、お聞きいたしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） それでは、前本議員からのちやつ林館の指定管理についてのご質問にお答えさせていただきます。

ちやつ林館が4月に指定管理へ移行し、8カ月経過した11月末現在の状況でございます。1点目、一般利用者の状況はどう変わったかということでございます。対前年同期比較利用者は51.32%と半減しております。大人入浴者が39%、2万8,144人の減、昨年7月からの有料化に伴い、子供入浴者が8,600人の減が大きな原因となっております。また、昨年7月に廃止した年券、半年券の影響で入浴者が1万5,426人減少しております。

2点目、無料送迎バス運行による利用者の状況についてのご質問でございます。公衆浴場対策送迎バス運行については、平成21年10月より始めた対策でございますので、前年比較は現時点できません。今年度は、現在1便平均12人の方に利用していただいております。町内唯一の公衆浴場が廃止され、おふろのない町民の方々からバスで温泉に送迎していただきありがたいとする声が多数寄せられております。

3点目、高齢者入浴料金助成事業の状況について、対前年同期比較入浴者は35.8%の増加となっております。対象者65歳以上における利用者は25%の増加となっております。公衆浴場対策送迎バス運行、高齢者入浴料金助成事業について、まだまだ周知が不足しており、広報等をもってお知らせしてまいりたいと思っております。

4点目、年間券廃止についての影響について、年券、半年券廃止についてはたくさんの町民の方から再開の声を伺っております。現在の入浴者減少を考慮し、指定管理者との協議に当たりたいと考えております。

5点目、500万以下の施設修理の有無について、指定管理者による修繕であります。電気系統、給湯ポンプ外の修繕で約90万円を要しております。指定管理移行までの期間が短かったことから、修繕等を要する箇所については500万以下であっても精査し、町の負担で修繕等を実施する箇所もあると考えております。

6点目、今後について指定管理者からの要望について、所管である農林課は随時打ち合わせを実施しており、指定管理移行初年度は10月に関係3課、農林課、住民生活課、保健福祉課と指定管理者の要望、協議を実施しました。要望については早期に対応するもの、新年度から実施するものを精査しているところでございます。今後は、利用者からの声や指定管理者からの要望に対応するための定期的な協議が必要と思っております。また、この定期的な

協議についてはやっています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○21番（前本幸政君） ありがとうございます。入浴者が半減したということで大変びっくりされております。指定管理の指定する意味というものは、民間事業者の能力を活用して町民等に対するサービスの向上、また福祉の向上を図るのが目的だと思っております。1月に行われました指定管理者の募集説明会には、大変意欲のある13の団体が参加をされたと聞いております。ところが、2月の申請の受け付けになりますと、そのうちのたったの2つの団体しか参加をいたしませんでした。この理由としましては、私の考える範囲なのですが、施設修理費の500万以下の物件についての自己負担の部分、それと施設の大変老朽化が目立つということ、それから行政財産目的外使用料の町への収入、自販機だとかいろんな部分だと思いますが、その部分、それから年間券の廃止などなど業者にとりましては魅力のある内容ではなかったからだと私は思っています。しかしながら、そのような状況の中でも3月には選定委員会が開催されまして、現在管理を行っている1社が決定されたと聞いております。

指定管理業者は、それぞれのノウハウを使いながら日々努力をされていると思っております。その中でも利用者からは、以前よりも大変暗くなったとか、寒くなったとか、食堂の営業の時間が短くなったとか、またサウナが故障して使えないとか、年間券廃止などなど大変クレームが相次いでおりまして、これがまた利用者の減少につながっているのかなと思っております。また、一方施設側では経済的な面から管理、それから修繕の部分に大変予算を計上できない、そのような状況のように思っております。この原因というのは、先ほどもお話にありましたけれども、利用者の減少が第一の理由だと、それがまた悪循環を引き起こしているのかなと思っております。企業努力にも限界があるのかなというような感じが私は思うわけでありまして。最初にお話をしましたように、募集段階から11の団体が減った現状を踏まえて今後条例、また基本協定を見直してお互い歩み寄った協議が今必要なのかなと思うところであります。例えばですけれども、施設修理費上限の変更や年間入浴料の復活、今お話がありましたから、何とかそういう方向にいくのかなと思いますが、あとは行政財産目的外使用料の見直し、この辺を十分考えて利用者を増やして充実したサービス向上、福祉の向上に今考えなければならないことだと思いますが、再度お考えはいかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 今ご質問ございました。見直しをしてみたいかがかというお話がございました。私のところにも非常に利用者から多々のクレームが届いておりました。また、他の町村から来た方から手紙で私のところにこんなことがあったというようなこともございました。その原因の一つは、指定管理者がなれていない、客商売についてなれていないということが私の見目でそれを感じてきておりました。また、私は現地に行って中を何度か見に行きました。私は、そういうところでのコンサルタントもしたことがありますので、多々指摘をしてきました。今の時点では、かなり私はよくなっていると思っておりますけれども、まだまだお客様に対するサービス等についてはよくなっていないと、そんな認識でおります。こ

のような客商売については、やはりお客様を呼ぶのには徹底したお客様第一主義、そういうものを判断して、そしてやっていかなければ増えない。先ほど福祉の問題についてございました。高齢者等々の入浴者は増えておるわけでございます。一般のお客が減っているのが一番の原因でございます。これから1度落とした信用、そして雰囲気解消していくためには相当なこの指定管理者が努力しなければいけないと、私はそのように思っております。これは、町の責任でも何でもない、私はそのように思っております。町の業者がこれから考え方を、もう改めているとは思いますが、お客様に対するサービスをきちんとして、そして評判をまた持ち直すという努力が聞こえてこない限りは、私はこれが町が何か改善をしてあげるといことにはつながらないのではないかなと、ビジネスというのはそういうものだ、私はそのように思っております。ですから、まずはこの指定管理者がお客様を呼び込むための相当な努力をして、そして町民の間から、また近隣の利用者から、ああ、ちゃっぷ林館は本当によくなったねと言われるような対応をするのがまずは最初ではないのかなと、そのように私は思っておるわけでございます。しかしながら、この業者さんとは、指定管理者とは話し合いをして、そして指定管理者が成り立つようなことも今後話し合いを続けていきたいと、そのように思っておる所存でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問は。

○21番（前本幸政君） ご答弁ありがとうございます。実質私も企業努力は必要だと、それは思っています。多分だれでもそう思っていると思うのですが、やっぱり条件の範囲が余りにも厳しいのかなというふうに思うわけです。一番大事なことは、指定管理者が本当に安定した管理業務が維持できるようなフォローをしているのかなというところがちょっと疑問に思うわけであります。ちゃっぷ林館だけにとどまらず、ふれあいの森、あつたかさわらパークゴルフ場、これも同様に感じているところがあります。若干関連がございますので、お話をさせてもらいたいと思っておりますけれども、指定管理もいろいろ努力はされていると思っておりますが、やっぱりいろんな部分で管理者の負担、経費というものは本当に予想を超えるくらいのお金がかかっているのではないのかなと思っております。例えばゴルフ場でのコースの使用料も減額され、収入支出のアンバランスのほうから、今後管理業務が維持できるかが本当に危惧されているところであります。私の言いたいところは、全般的に指定管理者制度の条件、先ほども言いましたけれども、大変厳しいと思っております。今後森町でさらなる指定管理者を取り入れていくようであれば、道の駅のレストランもそうなのですから、営業時間の変更もございました。このように条件の緩和措置というのが本当に不可欠かなと思っております。そうすることによりまして、町長の執行方針にもうたわれておりますように住民へのサービスの向上、福祉の向上につながると思っておりますけれども、町民へ不利益のないような施策をとりますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 指定管理者に不利益をということなのですが、決して私は不利益をこうむるためにやっているわけではございません。業者が条件等を把握して、そして

契約したものでございます。これを厳しいからと。それは、私は一応お話し合いだとか、そういうものには乗っかるということはやぶさかではありません。ただし、1度契約してまだ1年もたっていないところが自分たちの努力も見えない状態で契約を改定してくれというものについては考えるものだなと、そういうことでございます。

また、ふれあいの森あつたかさわらパークゴルフ場については、今非常に地方からも注目されているところでございます。こういうところについては、やはりよそから見てすばらしいパークゴルフ場だねということを感じてもらうためにもこれはいろんな見方、やり方を考慮していかなければいけない、そのように考えております。やはり指定管理者は、それなりの努力を町民または利用される方に見せなければ、町がどうのこうのと動くすべにはならないのではないかなと、そのように思っております。しかしながら、お話し合いのもとでこれは成り立つことを考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ちゃっぷ林館の指定管理についてを終わります。

次に、交付金の活用についてを行います。

○21番（前本幸政君） それでは、2つ目の質問に入ります。

交付金の活用について。平成21年、22年度にかけて国の政策として大規模に交付金、いわゆる地域活性化・経済危機対策臨時交付金や公共投資、またきめ細かな臨時交付金などが全国の地方自治団体に交付をされました。我が森町においても懸案となっておりましたハード、またソフトの事業を数多く執行できたものだと思っております。この交付金について2点ほどお伺いをいたします。

1、これまでの交付金で森町の総合振興計画と照らし合わせた場合、どの程度の前倒しを図ることができたのか。また、これらの事業の経済的効果について町長としての評価はどのように考えているのか。

2、今後このような交付金が来なくなったことを想定した場合、今後町としての独自の対策をどのように考えているのか。

以上、お聞きいたします。

○町長（佐藤克男君） 交付金の活用についてということで前本議員からのご質問でございます。

国における地域活性化交付金については、制度要綱により対象事業が異なるなど制限はあるものの、平成21年度、経済危機対策交付金3億5,326万1,000円、公共投資臨時交付金2億9,213万9,000円、きめ細やかな臨時交付金1億7,234万8,000円の交付を受け、交付金総額が8億1,774万8,000円でございます。70事業が実施されているところであります。森町総合開発振興計画で計画されていた事業がどの程度前倒しできたかということでありますが、70事業のうち29事業であり、41.4%の事業が実施できたものであり、交付金事業につきましては緊急性などにより事業計画を策定したものであります。また、経済効果であります、町の自主財源を伴い実施しなければならない各種事業を国による財政支援を受けて実施でき

たことは、町財政運営において将来的な負担軽減が図れたものと思料します。

2番目の今後このような交付金が来なくなったことを想定した場合、今後町としては独自の対策をどのように考えているかというご質問でございます。町として独自の対策をどのように考えているかのお尋ねであります。議会で議決をいただき、森町の上位計画である第1次森町総合開発振興計画に基づき、社会状況の変化を踏まえつつ、施策の大綱の達成に向けてまちづくりを推進しているところです。今後においても従来からの基本構想に基づき計画を策定し、淡々と行財政運営を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○21番（前本幸政君） ありがとうございます。これまでの交付金、合わせますと約8億に上るような、そんな地域活性化の事業交付金が交付されまして、我が町としても施設や道路の改修工事や救急車や消防車の導入、また病院や各施設の備品、就労対策などという我が町に對しましても幅広く整備をされたものと。本当にありがたく思うところあります。

そこで、もう一つお聞きをしたいと思います。先般10月に国の閣議決定をされました地域活性化交付金、きめ細かな交付金につきましては、皆さんもご承知だと思いますけれども、道南に約140億円ですか。そのうち渡島地区で10億、まだこの我が町にはどの程度の交付になるかわかりませんが、従来と同様にそれぞれの地域の活性化、ニーズに応じた実施のできるいわゆるハード面の支援をとということをおっしゃるけれども、この点についての今後の使われ方、どのように考えているのでしょうか。

それと、もう一つですが、それと一緒に伴って住民生活に光をそそぐ交付金、これにつきましては渡島管内では2億と聞いております。これもまた我が町には幾らの配分かわかりませんが、これまでの住民生活にとって大変大事な分野でありながら、なかなか光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援すると明記されております。DV被害者対策、また自殺予防対策、弱者対策、自立支援対策、地に基づく地域づくりなどなど今までとちょっと違った地域振興対策や雇用の部分も増に結びつくようなことをしていかなければならないソフトの事業だと思いますけれども、その辺も町長はどのようなお考えを持っているのでしょうか。

○企画振興課長（伊藤 昇君） それでは、私のほうから事務的なことでございますので、地域活性化交付金のきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の概要という部分も含めておっしゃると思います。これにつきましては、現在まだ国のほうから制度要綱が正式に通知をされていない状況でございます。ただし、概要的な部分ではこのきめ細かな交付金につきましてはソフト事業、ハード事業も該当するとの情報を得ております。もう一点の住民生活に光をそそぐ交付金でございますけれども、これにつきましてもまた正式な通知はまだございませんけれども、ソフト事業を中心と考えられておまして、ハード事業にも該当すると。一部基金に積み立てることも可というような情報は得てございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

（「済みません」の声あり）

○議長（野村 洋君） 答弁漏れ。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 失礼いたしました。交付限度額の部分でございますけれども、今国の補正予算ではきめ細かな交付金2,500億円でございます、森町の交付限度見込額でございますけれども、1億1,003万1,000円と見込んでございます。次の住民生活に光をそそぐ交付金でございますけれども、これは国の補正予算額で1,000億円でございます、森町の交付限度見込額が2,044万7,000円と見込まれてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問よろしいですね。

以上で21番、前本幸政君の質問は終わりました。

2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時26分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5、楽市楽座もりまち食K I N G市の実績とその成果について、6番、加藤玲子君の質問を行います。

○6番（加藤玲子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

楽市楽座もりまち食K I N G市の実績とその成果についてでございます。中心市街地の活性化と産業振興によるまちづくりの一環として助成を行い、地域一帯のにぎわいや産業、経済の活性化を図るとして創設いたしました。5月を第1回として、この12月までに8回開催され、成功裏に終了し、来年も実施すると最終回でのあいさつを聞きました。私も町全体が活性化することには関心があり、8回参観できませんでしたが、6回参観させていただきました。そこで、今後の礎となる実績と成果についてお聞きいたします。

1つ目、食K I N G市が認知されるまでには、町長は5年くらいはかかると考えているということですが、今回出店者の声や来場者の反応は町長にどのように聞こえていますか。

2つ目、近隣町から外貨を稼ぐと広域を含んでいますが、近隣町からの来場者は全体の何%くらいと見ていますか。

3つ目、町職員が交代で早朝から設営や準備等に全面的に出動していると聞いています。今後の体制をどのように考えられていますか。

4つ目、中央商店街の活性化、また経済波及はどうでしたか。

以上、4点お聞きいたします。

○町長（佐藤克男君） 加藤玲子議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の食K I N G市が認知されるまで5年ほどかかると考えられているようですが、出店

者の声や来場者の反応は町長にどのように聞こえていますかというご質問でございます。食K I N G市は、実行委員会組織で5月の第1日曜日を第1回として8回の開催をし、本年12月開催で終了したところであります。5月開催時には14店舗の出店でありましたが、次第に出店者も増えて最大25店舗の出店者のご協力を得ることができました。実行委員会では、毎回出店者の皆様と出店者会議を開催してご意見、ご協力をいただきながら実施をしているところであります。出店者の皆さんからは、食K I N G市開催の試みはとても良い、これからも続けて町の活性化につなげてほしいとのお言葉をいただいております。また、ご来場者の皆様には毎回アンケート調査をしながら、来場者の貴重なご意見をいただいております。私のところには、ご来場の皆様からご声援の言葉を多数いただいているところでございます。

2番目、近隣町から外貨を稼ぐと広域を含んでおりますが、近隣町からの来場者は何%くらいと見ておりますかのご質問です。近隣町からご来場者ということですが、食K I N G市実行委員会ではアンケート調査などを実施しておりますが、すべての来場者の把握は極めて困難であり、町内、町外の来場者の比率はアンケート調査にご回答をいただいた方のみのことしかわからないのが現状であります。11月開催では181名からのアンケート調査を行い、町外からの来場者48名、26.5%でありました。今後実行委員会でもより一層の集客を図るため検討されるものと考えております。

3番目、町職員が交代で早朝から設営や準備等に全面的に出動していると聞いていますが、今後の体制をどのように考えられますかのご質問でございます。もりまち食K I N G市は、ご承知のとおり実行委員会により運営しているものであります。その委員会で部会組織も立ち上げ、会場部会もあり、商工会議所、森商店会、森青年会議所、役場が協力して設営運営を行っているものであり、決して町職員だけが全面的に行っているものではありません。今後の体制につきましては、楽市楽座もりまち食K I N G市実行委員会でも協議がされるものであります。

4番目の中心商店街の活性化、また経済波及はどうでしたかのご質問でございます。商店街の活性化については、にぎわいを創出し、地域の購買を促し、また今後の展開についても関係団体の積極的な意見も聞かれることにより一定の成果を見たものと考えます。経済波及については、直接的な経済波及効果の判断はいろいろな調査を踏まえ算出するものであり、試算は難しいものと考えますが、販売額から相互効果はあったものと思料します。その他情報発信効果、産業育成効果、イメージアップ効果など社会的効果は広義の経済効果として評価されるものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○6番（加藤玲子君） ただいま町長の答弁をいただいたわけですが、出店者の声とか来場者の反応、これは私も見ておりますけれども、今町長の答弁ではとても良い発展あるいは声援の声があるというようなお話をいただいたわけですが、私が聞いているところは、町長のところには多分耳ざわりのいい声しか聞こえていかないのではないのかなとい

うふうに私は感じております。ですけれども、私に入ってきます声といたしましては、やはり時間的なこと、これは特に出店者のほうからは、朝6時から6時半でしたかね。その6時台に出ていって準備をすると。この準備が非常に大変で、これは今現在は町の職員の方がブース的なものを全部区切りしてテントを張ってくださっているというようなお話で、これがなければとても私どもはやっていけないというような、非常に切実なそういう声も聞いております。どうしても簡単にいかないと。やはり先ほど町長は実行委員会がというお話をしておりました。これは、サミットの中でいろいろこの実行委員会をつくっているというのですが、この実行委員の方々は本当にこの設営にも加わっているのでしょうか。聞くところによりますと、町の職員が一生懸命テントを張っているのにも腕を組んで見ていると、そういう出店者もいるという非常に……町長にはそのような声は聞こえていませんね。ですから、実態とかけ離れた部分というのものもあるのではないのかなというふうに思っております。

それと、近隣町からの来訪者、これはアンケートをもちろんとっているようでございますけれども、これも時間的な問題があるのではないかと思います。これに対しては、駐車場の問題とか、あるいは時間的なものは8時から11時までですね。この時間帯となると近郊から来る方、例えば函館あたりですと品物がいいといいながらも7時か、そのくらいから出てこないで8時の開催にはちょっと間に合わないのかなと。こういうことを考えていきますと、今26.5%ですか。このくらいのパーセンテージのお話がありましたけれども、やはりここは観光客を考えてといいたいでしょうか、何かその辺のところも時期的なこともあると思いますが、もう少し時間帯を上を持っていけば、あるいは近隣の方々も出てこれるのではないのかなというふうに思います。もう地元の方々だけでは満腹感を感じています。いつも行くと同じようなものしかない。でも、観光の方が来ると、きっと珍しくてたくさん買っていくのではないのかなと。そういうところもやはり考えたほうがいいかなというふうに思います。

なぜ観光客のことを言うかといえますと、石川県の輪島市の朝市を私は見てまいりました。たまたま行く機会があつて。あそこは、商店街と一緒にやっていっているのです。先ほど町長は、中心街の活性化に対しては一定の成果があつたのではないかと断言しておりますが、その商店街の方々のちょっと話を聞きますと、シャッターは開いていると。開けと言うから開いているよと。だけれども、買い物なくてトイレだけを借りると。これでは、開いているというだけで何の買い物もないということです。一定の成果が本当にあつたのかな、あるいは波及があつたのかなというふうに思っております。もちろん相乗効果、こういうふうなものイメージアップというふうなお話もありましたけれども、やはりこれには労力と、それからもう一つは一体感、本当を言いますと実行委員会が自発的にこの会を催していくというのが基本的には一番発展する、継続していくことではないかと思うのですが、どうも今のこの食KING市、この1年間を振り返って私なりに感じますと、何かやれと言うからやっている、できることならやりたくないなと、何かそういう声も私には聞こえてまいります。やれと言うならやるよと、これでは将来これから町長が幾ら5年間は継続しなければこの意味合いがないというふうにおっしゃっていますけれども、やはり根本的なところ、だれがや

るのか、だれのためにやるのか、町長のためにやるわけではございません。町長が町全体のことを考えて活性化をと言っているのに、実行する皆さんのほうがやれと言えはやるわという精神では、ちょっとこれはこれから再々度検討していかなければいけない課題なのかなと思います。

それと、この間終わった後の、これは函館新聞でしたかな。違いましたね。読売でしたかね。町では、今後食K I N G市の課題などを総括して来年以降の活動に生かす。ぜひ今回私が議員ということではなくて、一町民としてこの食K I N G市を見たときのことをお話をいたしましたけれども、その辺のところ、もう少し今後に対するこれから課題が出てくるのでしようけれども、その辺のところをちょっともう一度お話いただければと思います。

○町長（佐藤克男君） 加藤玲子議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まずもって、私が先ほどお答えしたものについては私の個人的な、私のところに来た言葉ではありません。アンケート調査、これは毎回150人から200人からの方のアンケートがございまして、その中でお答えしてもらった、その統計をもとにしております。ですから、決して端的に私のところに耳ざわりのいい言葉が入ってきたということではないということだけは加藤玲子議員には申し上げておきます。

その中で、時間的な件であります。商売をするのに6時に来なければいけない、そして6時だったら嫌だよとか、そういう人は私は参加するべきではないと思います。商売というのは、そこそこ厳しいものでございます。ですから、場合によっては5時でも4時でも来て仕事をやるわけでございます。山菜とりの方は3時、4時に起きていって、そして山菜をとっているわけでございます。また、どんな仕事でも漁業の人でも朝2時、3時に起きて漁に行っているわけでございます。ですから、仕事というのはそういうものなのだということをこれは理解してもらわなければいけないし、この食K I N G市での時間、6時過ぎに来てやることについて、これは厳しいのだということであれば、私は決して頭から言うわけではありませんけれども、そういう方はご遠慮なされたほうがよろしいのではないのかなと、そのように思うわけでございます。

また、近隣町の方が来るに当たっても8時からであれば早いというお話でございまして。向こうを、函館を8時に出てきても9時に着くわけです。また、9時に出てきても10時には着くわけでございます。決してその時間帯は、私は早いと思いません。また、いいものを買いたいと思えば、朝7時に出てくることは決してつらいとか、そういうことではなくて、そのくらいのことはされるだろうと、私はそのように思っております。7時に来るのがつらいという人は8時でも9時でも日曜日の日は出たくないとか、いろいろ言いながら出てこないものでございます。決して私は、そんなつらいとは思いません。この楽市楽座もりまち食K I N G市というのは朝市でございまして。9時から始まる朝市なんていうのは、私はそれは朝市ではないのではないかなと、そのように思っておるわけです。最低でも8時、このくらいの時間が私はベストだろうと。また、この時間帯においてはバスの運行等ありまして、この時間が一番とりやすいということで実行委員会が警察とも何度も諮りながら、そしてこの時間

帯になったわけでございます。その辺のところについてはご理解いただきたいと、そのように思います。

そして、一定の成果が本当にあったのかということでございます。また、町内のお店がほとんどあいておりません。しかし、私はこれが一つの定着するものになるには5年間かかるよということは、私の中にあそこにある中央商店街の方たちがこの市のために自然に店をあげていただく、そして買い物客を誘導する、そしてその3時間の中でも商売をしていくような、そういう時間になるのには多分5年はかかるだろうと、そのように踏んでおります。積極的に店をあげて、そしてお客様をどうぞこちらのほうにもありますよというような声かけをしているお店さんについては私もまだ見かけておりません。でも、お店をあげてくれるだけでも私は、これは一つの協力をさせていただいていると。そのうちに自分で積極的に売ってみようという気持ちになれば、そうすると私はそこまでいったら成功だなと、そのように思っております。

それから、実行委員会等々で町の職員でやっていることについて、やれと言うからやっているのだというお話でございますけれども、せんだっても町民の方から役場の職員、本当に気の毒だねという声も出ました。私はその気の毒だねという、役場の職員の皆さん本当に気の毒だねという声が出ることは非常にいいことだと思っております。これがいつまでもいつまでも町の職員でやっている、ということではありません。これは時期を見てだんだんと出店者または役場の職員も出店者と一緒になってこれをやっていくと。最初の段階では、役場が一番組織力があるわけでございます。ですから、そういう意味で役場のそういう力をかりる、そしてこれをエンジンかけて、そして走っていった段階でだんだん、だんだん徐々に実行委員会というか、出店者等とやっていく。いきなりではきっと頓挫していたと、私はそのように思います。やはり役場の力というのをこの食K I N G市を見て町民の皆さんが本当に私は理解していただいているところだと、そのように思っております。

また、だれのためにやるのか。これは、町民と町のためにやっているのです。その辺のところについては、加藤玲子議員もご理解いただいていると思います。決して私のためにやっているわけではございません。ですから、先日も逢坂議員がおいでになりましたけれども、逢坂議員は驚いておりました。よくここまでできるねということで、逢坂議員もニセコ町で町長をやっていた方でございます。よくここまでやっていますねと、たった1年ですかということで言っておられました。そういう意味では、1年目にしてはかなりの成果であったのではないのかなと、そしてこれを徐々に徐々に育てていく、そういうことが私は大切なことだと、そのように認識しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（加藤玲子君） ちょっと1つ町長、誤解をされて聞いていた部分があると思うのですが、実は私が言ったのは、やれと言うからやっているのだというのは、これは職員の方ではございません。今町長おっしゃったのは、職員のようにお話をしたように私思ったのです

が、これは出店者の方ですから、ですから町職員の方がやれと言うからやっているのだというふうな、そういうふうな気持ちでないということだけは誤解をしていただきたくないというふうに思っております。

この食K I N G市は、非常に私も先ほど申しましたように活性化のためにはできるだけ自分たちも協力したいなというふうな私も1つ会を、そういう食を持っておりますので、できるだけ町の喜ばれる、外部から来る方々にも喜ばれるようなものというふうな気持ちは持っております。ただ、先ほど町長は仕事、商売は朝6時であろうが5時であろうが自分の商売であれば、そのくらいのことはやればいいのだよというお話でしたが、その気持ちが大事だと思うのです。その気持ちは、今本当に出店するか参加する、この実行委員の方々に本当にやらなければいけないという真剣な気持ちがあるのかなのかということをおは町長にじっくりとその実行委員の方々にそこを確認していただいて、これからの礎をつくっていただきたいというふうに思っております。

それから、やはり時間帯のことですけれども、函館から来るには、いいものを買いたかったら早く出てくればいいのかと。でも、ちょっと利用者のほうからいいますと、少しでもゆっくりと、朝市といいながらもちょっと見たいとか、あるいはもうちょっと30分でも遅いといいのかな、あるいは新鮮な魚を買いたいとなると漁業組合のほうは競りにかけてからでないといふ魚は出せない、その朝にとってきたのは。そうなるくと、どうしても8時から11時までには間に合わない。そうなるくと、新鮮な森町でとれたそういう生魚は、やはりその辺で出して皆さんにサービスしていただけたらいいのかなというふうにも思います。

それと、先ほど職員の出動といいますか、動員ということもありましたが、全部が全部私はテントでなくてもいいのではないかと思いますよ、このブース的な部分は。このイメージ、私はこの書類というか、協議会の資料なのですけれども、食K I N G市の。このときにトラックのイメージを見ました。ああ、軽トラックでこういうふうにと便利だなと。トラックに積んできて、そして物がなくなったらすつと帰る。後片づけて帰れば、それほど皆さんの手間、設備、準備、そういう設営の手間もかからないから、こういうのもいいのかなと思っていたら、第1回目はそれと私のイメージは違っていました。何台かこの軽トラックというのがありました。それで、青森県の五所川原でこの軽トラックの朝市というのをやっているのですね。50台ぐらいだあつと並ぶそうです。そして、さつと引き揚げる。ですから、こういうこともテントばかりがたくさん並ぶのではなくても、今は何台か入っているようですけれども、何かそういうこととか、何かそういうちょっと私はこのイメージを余にも強く持ったものですから、何かそういう軽トラック的な、そういうことの対処もできるかなというふうに思っております。

それと、飲食、自由なフリースペース、こういうのもぜひつくっていただいて、ゆっくりと楽しむ、そういうふうな、何か買い物をしたらすぐ帰るといふ今は雰囲気、イベントなどもやっているようですけれども、その辺、将来的というか、これからの考え方として夢の

ある話をちょっと町長さんしてください。

○町長（佐藤克男君） 今縷々ありました。やれと言うからやれというのは、出店者側のどちらかというと使われている人たちがそういうことを言っているという話は私の耳にも届いております。やはり経営者は、少しでも売り上げを上げたいという思いでこれはやっているわけでございます。出店者の方たちについて、最初的时候にはどうか出店していただけないかというお願いを随分したものでございました。しかし、今はそういうことをしなくてもぜひ出店したいというところが出てきて、今はほとんどこちらからどうしても出てくれとか、そういうことは言わなくても20店舗内外の出店者が出てきている状態でございます。ですから、私は出てきてそれなりのメリットがあるのだということを感じて出てきていただいているのではないかなと、そのように思います。

ちなみに、この8カ月間で売り上げが、自己申告です。各店舗自己申告でございますけれども、1,700万円ほどございました。これは、自己申告ですから、実態のところはよくわかりません。1回当たり200万円強でございます。今年の2月に丸井デパートで1週間、森町のものを8店舗で行って催事をしました。これが2月1週間やりましたけれども、前年10月に八雲がやりまして250万ほどの売り上げだったと。だから、森町は2月だから200万を目標に、売り上げ目標でやりましょうということで開始しました。結果、440万円の売り上げだと聞いております。これは、朝10時から夕方7時までで約9時間、1週間ですから約63時間これをやっていたわけでございます。しかし、八雲さんの250万に比べて440万というのはかなり高い数字でございました。時間当たりの単価にしますと約7万円、1時間当たり約7万円、これは丸井デパートの社長が非常に驚いていたということでございます。この食K I N G市、これは1日3時間でございます。朝8時から11時までの3時間です。8回やりました。ということは24時間の時間でした。これが約1,700万ですけれども、1,600万で計算したら時間的に1時間当たり66万6,000円の売り上げになります。非常に高い、先ほど言いました1時間丸井デパートで7万円だったものが森町の食K I N G市では66万も商売になっていたという計算になります。これは、非常に専門家の方が聞けば驚きの数字でございます。出店された方もたった3時間の割には非常にいい商売だったねという感じを持っていることだと、私はそのように思っております。

また、逢坂議員が見えて、いや、町長、私は1日札幌のデパートでジャガイモを売ったけれども、20万なんていったことないよという話を言っておりました。ですから、そういう意味では今後夢のある話をという加藤議員のお話でございますけれども、来年は私は札幌からも苫小牧からも室蘭からもJRを使って人を、買い物ツアーをすることをどのようにしたらできるだろうかということを考えています。もちろん函館も踏まえて、そしてそのような宣伝をしながら、1日当たりの単価を今は200万円強でございますけれども、これを何とか300万円に近づけていくというようなことをやっていきたいなと、そのように思っております。それには、この食K I N G市が方々で宣伝されて、そしてこの食K I N G市は行ったら素晴らしいよということを宣伝していかなければいけないなと、そのように思っております。そ

ういう意味において、森町のホームページ、加藤議員から森町はホームページを変えなさいということで何度も指示がありました。今は森町のホームページは、ユーチューブが入っている多分日本でも最初のホームページではないかと。最先端をいっているのではないかなと、そのように思います。ですから、そういうものにも載っけて、そしてたくさん集客をしていきたいと、そのように思っている次第でございます。きっと北海道でも有名な朝市になるのではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 6番、加藤玲子君の質問は終わりました。

次に、6、森町国民健康保険病院の改革と国保税について、医療従事者、人員と給与についての比較を行います。19番、西村豊君の質問を行います。

初めに、森町国民健康保険病院の改革と国保税についてを行います。

○19番（西村 豊君） それでは最初に、国保病院の改革と国保税についてでございます。

今年の5月より87床のベッドを60床に削減し、当然収入減になりました。民生文教委員会において、収入が減ったベッド数相応に職員の削減もすべきという問いに事務長は、入院患者13人に対し看護師1人、今後患者10人に対して1人になり、医療サービスの向上には補助金などの対象点数が加算されますと。収入増にはなるというような趣旨で説明があったが、下記参照資料に示すとおり入院患者については減少、外来患者については毎月のように減少であります。入院患者も外来患者も減少しているのに職員の削減がされないことは、今後もさらに赤字が上積みされると思われます。私は、ベッドの削減分、外来患者数の減少分相応に病院職員の人員削減を行い、町立国保病院の改革を行ってから納税者に国保税の増税をできるだけ最小限にお願いし、納税してもらおうのが筋道だと考えますが、町長はどのように思われますか。

参照の下のほうに、これは私が民生文教委員の中で今年の4月から出されたデータの中で調べたものであります。24時間現在の入院患者数でございますが、これは9月末いっぱい1,281人のマイナス、また入院延べ患者、これも9月末に1,325人といずれも減しております。また、外来患者でございますが、4月、5月、6月とここにありますが毎月のようにマイナスでありまして、9月までには1,831人のマイナスとされております。これについて、町長はどのように思われますか、答弁をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 西村議員のご質問にお答えさせていただきます。

国保病院の患者数が減少しているのに病院職員数を削減しないことは赤字が上積みされることから、人員削減を行い、国保病院の改革をしてから国保税の増税を最小限にして納税してもらおうべきとの質問だと思いますが、そもそも病床数削減については昨年北海道厚生局の指導で夜勤看護師数が不足との指摘を受けて、現状の看護師数でできる最善の方法として実施した経過があります。87床、2病棟制では毎日最低5名の夜勤看護師が必要なことから、やむなく病床数削減をしたところでした。その削減による収入減については、施設基準によるランクアップ、13対1から10対1により減少分をカバーし、なおかつ増員なしでの運用がで

きることからでした。患者数の減少については、森町の医療の環境や医師の退職、ウオークインの廃止等の影響もあり減少傾向であります。それらを含めて今後十分な議論が必要だと考えております。また、国保税での関連では、国保病院の改革とリンクさせることについては、それぞれの問題をまずは解決を図りながらと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○19番（西村 豊君） 想定内の回答だということで、これは町長の考えた答弁ではないのかなとは思いますが。町長は……入院患者、外来が今減っていますよね。それで、看護師、今は10対1なのですが、これをまず1つ、13対1に戻したらどうだろうということはどうだろうと。1つ質問いたします。

それから、町長はいろんな会合の席の中で、国保税を上げないと病院の経営ができないのだということで、いろんな席の場で言っていることを聞くわけです。どうして国保税を上げなければ病院の経営ができないのかなというのが2つ目です。

それと、もう一つが病院改革特別対策委員会というのがありますね。これは、いわゆる町民から言わせると、これはただのポーズかと。では、何回開催したのだというような話もあります。この3つに対して質問いたします。

○町長（佐藤克男君） ご質問、1点目の質問については、看護師10対1を13対1に変えてみたらどうかというご質問でございました。これは、10対1と13対1がどちらが収入が多いかという選択になります。10対1の場合のほうが収入がよくなるのです。そういう意味で10対1を採用している次第でございます。ご理解を賜りたいと思います。

次に、国保税を上げなければ病院の経営が無理なのだと私が言っているということですがけれども、そういうことを私は一度も発したことはありません。国保税の会計と国保病院の会計は全く違う次元のお話でございます。これは、よくご理解をいただきたいと思っております。

次に、病院の対策運営委員会、これは何回行われたかというお話ですがけれども、私が町長になってからは3回行われております。ようやく非常にいい意見が出てくるようになってきました。非常にこの委員会については、私はこれは正式な名前はちょっと今わかりませんがけれども、わからないというか、ちょっと忘れましたがけれども、この委員会、一般の町民から、そして医師等々が集まって意見を言うその場でございますけれども、この会が非常にいい会になってきたなということを感じております。きっとこれは、将来改革的な場になってくるのではないかなと、そのように期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○19番（西村 豊君） 町長、入院患者ですけれども、10対1のほうが収入は多いのだと。これは前に事務長が言っていましたから、これで議員の皆さんも、ああ、そうかということ職員を減らさなかったという経緯はございます。でも、町長、これ見てくださいよ。減っているのですよ、入院患者も外来も。外来は、たしか関係ないと思うのです。これは、

入院患者に対して10対1だということによって、多分そういう話になると思いますが、今年の4月から半年間、7カ月でも見ればわかるように減っています。お金も2,000万円マイナスですよ。減ですよ。にもかかわらず、職員も何もやらないで国保だけを上げる。町長、国保税を今上げるということで町の中は大変な話になっていますね。6.5から7.5にするのだよということで大変なことに今なっているのです。そうしたら、上げるのはこれしようがないのだということにはなっていますけれども、それでは病院の改革をなぜやらないのだと。病院の改革を何もやらないで国保税を上げるのかということによって今皆さん言っているわけです、町民は。町長の耳にも入っていると思うのです。国保をどうして上げるのだと。そして、病院の改革を、町長は2年を過ぎましたけれども、一番の病院の改革に何も手つけていない。事あるごとに議員の削減せい、議員の給料を下げた。これだけでないと。まだまだ、まだまだやることというのは、町長も民間から出たのですよ、町長。皆さん期待しておたのですよ。民間から出た町長だと、何かをやってくれるだろう、変わるだろうということで期待したと思うのです。まだ2年ですから、あと2年ありますよ、町長。でも、ここで何かやっておかなかつたら、どうしますか、これ。みんな納得しますか。ただの1%ですよ、国保税は。将来は、町長は9.5まで持っていくと言っているわけですから、3%上がるわけですから。そうすると、今森町の町民は1万8,000か、2万ちょっと切るでしょうけれども、約1万人の人方が給料所得というものをもらっていますね。その中で収入が200万からですよ。250万、300、350万までの人方が90%です。約9,000人以上の人方がそういう低所得者ですよ。その人方が今一番困るわけです、国保が。月にすると2,000円か2,300円かもわかりませんが、これ大変なのです。まず、僕は病院の改革をやるべきだと思います。町長、どうでしょうか。後でまだちょっとあるものですから。

○町長（佐藤克男君） 今西村議員から病院の改革についてお話がございました。もう一度言っておきますけれども、国保税の関係と国民健康保険病院の経営は別の問題でございます。先ほどもお話ししましたように別の問題でございますので、その辺も一緒にこれは語れないということを理解していただきたいと思います。ですから、そのところはご理解をいただきたいと。

この国保病院については、この改革については今私も一番頭の痛いところで、これについていろんなことを動いております。大変これは私の努力以外のところでもあるのですが、私はあきらめておりません。これは、今着々とやっております。ただ、今まで10年以上も全く病院についてはやっていなかったわけでございます。砂原は新都市病院ということで、ああいう大きな改革も進めました。森町の場合は、病院については一切私は改革等をしていなかったと、そういうこともわかりました。今やっているところでございます。私は、これを町民の皆さんにウオークインの廃止等で非常にご迷惑をかけておりますけれども、こういうことについて今改革をやっている最中でございます。そのところをご理解していただきたい。町民の皆さんが本当に病院がよくなったなと感ずるのには、一日でいくものではございません。私も2年で何とかすると豪語しましたけれども、この2年ではなかなかでき

るものではありませんでした。今後も私はこの病院の改革、町民の皆さんが安全、安心でこの病院に行ける、また会計についてもそこそこの町としてこのくらいならしやうがないだろうなという負担をすることも踏まえて、この町民の安全、安心、そして頼りになる安全な病院ということになるため、また先ほど言いましたように会計の面、この2点で私は何とか改革を進めていきたいと、そして今やっているところだということについてもご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町国民健康保険病院の改革と国保税についてを終わります。

次に、医療従事者、人員と給与についての比較を行います。

○19番（西村 豊君） 次に、医療従事者と人員と給与についての比較でございます。次に参考資料、僕も好きなものですが、これ下にありますが、示すとおり森町国民健康保険病院は松前町との比較でございますが、松前町立松前病院との人員、ベッド数、給与、収益について比較いたしました。病院経営の院長を初め医師、看護師などの働きぐあいと健全経営に向けた努力の跡が歴然として違います。入院、外来ともに患者数が減少しているのは病院に対する信頼が失われていると思われます。技術サービスに信頼が持てないから、他の病院、医院に患者さんが流れるのではありませんか。松前町立松前病院は、ベッド数は40床も多いが、職員の数は7名少ないのに黒字経営であります。その中で、医師の数は森町国保病院は4名に対し、松前町立松前病院は今年の11月末現在は7名と3名も多い。一人一人の医業収益は、松前町立病院は約921万4,857円であります。一方、森町国保病院は約782万9,219円で約138万円の収入減であります。それでも給与は医師、看護師を初めすべての職種で収入の少ない森町国保病院が高額であります。人員も多く給料が高い、患者は減少、一般会計からの繰り入れは限界を超えていると町長は言っております。このままでは、どんどん赤字が増えるのは当然で、なぜ無責任に放置していたような経営が続いたのか検証し、人員の削減、給与の減額をすべきと思いますが、町長はどのようなお考えかをお聞かせください。

これちょっと説明したいと思います。参考資料のほうなのですが、これ21年度の決算から引張ってきたものですが、森町のほうの売り上げ、1番の医業収益でございますが、6億7,000万、それに対して松前は9億5,800万何がしがあるところでございます。2番目の医業費用でございますが、これはいわゆる給料であります。森町は5億9,500万、松前町は6億8,600万ということで、売り上げに対する比率は森町が88.3%が人件費と、松前が71.60%となっております。前年度からの繰越欠損金、これがマイナス21億1,195万7,905円になっております。2番のその下でございますが、これは20年度ですよ。今ではございません。20年度に森町の医師、看護師、准看護師のそれぞれ人数であります。それから、その隣が医師に払っている平均の給料であります。その下も同じであります。横にいきまして松前町の人数が記載されておりますが、これも150万というのは医師に払った給料だそうであります。その隣にいけます。森町の月平均額であります。これは医師3人に対して約700万、看護師21人に対して1,169万6,496円とあります。長くなりますから省略しますが、松前町の

平均額を森町の医者と看護師に掛けたものです、これが。これがもし松前町の150万円の医者が3人いると森町は450万です。そのようにして下まで見ていってください。950万というのは、松前町の金額を掛けるとこれだけなのです。その差額が月667万、ですから年間8,000万の人件費、もしくはまだ職員の削減はされるものと思っておりますが、いかがでしょうか、町長。

○町長（佐藤克男君） 西村豊議員の質問にお答えさせていただきます。

森町国保病院と松前町立病院との比較での人員数、給与についての質問だと思いますが、比較ベースをあらかじめお話しいたしますと、まず病床数、松前町立が100床、森町国保が60床、臨時派遣職員を含めた総職員数、松前町立が104名、森町国保が86名、表にあるのは平成20年の正職員のみ数字です。看護基準、松前町立が15対1、森町国保が10対1となっております。松前とは、それぞれでのベースが違っております。ただ、ご質問のように1人当たりの診療収入、看護師給与を含めた職員給与は、表の20年度比較では森町国保のほうが水準としては高くなっております。ただし、ここには職種ごとの平均年齢や勤務実績加算等によっても違いは出ますし、町の条例に定められている中での給与体系だということをご理解いただきたいと思います。したがって、松前町立との比較データについては、あくまで参考として受けとめております。

最後の質問ですが、人員、給与の削減については、やみくもに削減するのではなく、今後の病院運営、規模、形態等について十分な議論を踏まえ、調整すべきではないかと考えております。現在病院医師たちとの懇談を踏まえ、今後の運営委員会、議会、町民懇談を含め森町の医師、医療確保について慎重かつ早急な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○19番（西村 豊君） 町長の今の答弁の中で、改革を進めるということではありますが、町長はこういうことも言っているのです。最悪と思われるほど債務が多い町、借金が多い町、これ以上増やされないということを言っていますね。町民に負担を求めなければならない、税金を払ってくださいよというような話もしているわけです。それで国保が、保険税もそうですけれども、国保ですけれども、国保会計を赤字にしたまま借金を増やすことは、先ほどたくさん言っていますけれども、子供や孫までにツケを回すことになるのだよというような話もしております。そこで、町長も知っていると思うのです。地方公営企業法というのがあるのです。これの全部適用というものをすると、これ松前町でやっているそうです。やっております。これをやりますとこの国保税、病院の借金、これを解消できるのでないのかと。それと、給料体制も独自で病院でつくれると。利益出たらたくさんボーナス払えばいいと、給料をたくさんやればいいと思います。でも、今の国保町立病院はそうはなっていませんね。でも、賞与は出します。給料は、よその地区から見たら多いです。民間から見たら、はるかに多いのです。倍なのです。民間の看護師さんは年収400万だそうです。これには賞与も入っております。そうすると、森町の看護師さんとどういふ仕事の差がありますか。僕は、民

間の看護師さんのほうがずっと働いていると思うのです。今国保町立病院に行ったら、3時、4時になったらお客さんおられますか。これどういうこと……いませんね。ほとんどいません。個人病院に行ったら、4時、5時でもまだまだ、まだまだたくさんいます。そして、看護師さんの働きぐあいといったら、僕は町立病院の看護師さんよりも多く働いていると思っています。ですから、この辺を地方公営企業法の全部適用を町長は考えることがあるのか、それを取り入れたいという気持ちがあるのか、それを町長にお聞きしたいなと思っております。

○町長（佐藤克男君） 西村議員の地方公営企業法の全部適用について考えているかというご質問でございました。我が森町の国保病院については、その以前の問題なのです。この地方公営企業法の全部適用になる以前の問題があるのです。そこを解決しないで、いきなり型を持ってきてもうまくいかないのです。松前町立病院、今の状態になる、ようやく黒字になったということですけども、どのくらいの年月がかかっているかご存じでしょうか。これは8年から7年かかっているのです。今の木村院長になってからでも5年をかけているのです。ですから、我が森町の場合には、まずそこの基礎的なものを変えていかなければいけません。また、3時、4時に森町国保病院ががらっとしているというような今のお話ですけども、いつごろ議員はこの3時、4時に病院に行かれたのでしょうか。何回ぐらい国保病院に行かれたのでしょうか。私はそういうことを聞きたい。まず、我が町の議員さんが国保病院にかかっている人、私はそこそこ知っておりますけれども、本当に数えるだけでございます。まずは、国保病院にかかっただいて、私はぜひ治療を受けてもらいたい。それは、どのようになるかと。その治療を受けると、議員さんが来ている、ちゃんとしなければいけないという一つの監視にもなります。ぜひ私は、まず議員さんたちが、または職員の人たちが森国保病院に行って治療を受けること、こういうことが大切だと。松前病院は、議員の皆さんほとんどの方が行っているそうでございます。まして町の職員の方もほとんどが行っていると。そういう協力体制にあって、初めてこの国保病院が運営黒字になると。これがそれでも5年以上の時間がかかったということです。一日にしてローマは成らずと言いますが、我が森町の国民健康保険病院についても同じことが言えると思います。ですから、全部適用、そういうものについてはその以前の問題があるのだということをまずご理解していただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○19番（西村 豊君） 町長があなたは何回行ったのだとか、何時に行ったかと、そういう問題ではないと思うのだよ。健康だもの。何も行くことないもの。おれはね。だから、町民がそうやって言っているのですよ。言っているのですよ、町民が。議会のあれでも質問されている人いますよ。病院に3時、4時に行ったらだれもいないのでないかと言う人もいましたよ。そういうこと。僕は健康ですから、病院には行っていません。まだ町長、大丈夫なのです。大丈夫です。

（何事か言う者あり）

○19番（西村 豊君） だから、聞いているのですよ、きちっと。聞いていますよ。

（何事か言う者あり）

○19番（西村 豊君） わかりました。いいよ。

それで、町長、これ地方公営企業法の全部適用以前の問題だということはどういうことですか。何があるのですか、以前の問題というのは。これ松前もやっていますけれども、松前はこれを見たら1年でやっているのです。5年も6年もかかっていないのです。1年でできるのですよ。町長がやろうということになったら、これ悪いことではないと思います。いろんなネットで調べたら、たくさん病院から収益を上げるものは、ほとんど今はこれでやろうということ考えている自治体が多いのです。だから、ぜひ町長、やってくださいよ。なぜこれできないのですか。その以前の問題というのは、どういう理由があるのかわかりませんけれども、教えてくださいよ、その理由。

○町長（佐藤克男君） 今全部適用のお話が西村議員からございました。松前は1年でやったのだと。違うのです。4年かかって初めてできたのです。そこのところをご理解いただきたい、または聞いていただきたい。それには、松前の病院では相当な改革をしております。医師も以前いた医師は今1人しかおりません。それほどの改革をしております。また、看護師等についての教育、これは毎週院長が行っております。そういうものを踏まえて、4年も5年もかけて初めてできたのです。その全部適用という職員がもうかったら、ボーナスも払いましょうと。それでないと給料も高くないよということについてやるまでのその時間が4年も5年もかかったのだというご理解をいただきたいと思います。

何でうちの町の場合はできないのかと。非常に中で働いている看護師さん等々についてもほとんど教育がなされていなかったというのが現状でございます。国保病院の責任者とも私は何度かひざを突き合わせて話をしましたが、そういうことについては私はほとんどご理解いただいていないと。やはりトップに立つ人に相当な気構えがないと私はそれができないと思います。西村議員は松前へ行ってきたのですか。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） 行ってきたら、あの院長の顔を見て年が幾つに見えましたか。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） 見たら、私はもう60歳も来ているのではないかなと思うほどの老け込みでございました。しかし、松前に来たときの当時の写真を見たら青年でございました。それほどご苦労をされてあれだけの病院にしているのです。ですから、本当に相当なトップに立つ人がご苦労をしなければ、あのような病院にはなっていないのだということもわかっていただきたいと。そのために、まず全部適用またはどこかにお任せするということについても、まずはこの今の病院の改革が大切であると。患者様が第一主義という大切なこのところをしていかなければできないのだということをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 要約で簡単にお願いします。

○19番（西村 豊君） 町長、わかるのだ。職員もなっていないというのも、これ前町長がどうだこうだかということじゃなくて、もし今やらなかったら町長、またお金足りないわけです。今年は人も減っている、売り上げも減った。その中で税金を去年よりも多くまた持ち出さなければならぬと思うのです、一般会計から。それでは、いつこれやるのですか。いつどういうふうにするのですか。あと何年待てばいいの、これ。何年持っていけばいいの、一般会計からお金を。では、町民の人はそれでいいのかい。今ここで何かをやらなかったら、やろうではないの、町長。今やらなかったら、5年かかったっていいのでしょうか。今これから5年かかるかもわからない。だけれども、6年目になったら自分のところで自分の生活ができるのだよ。自分でやらせればいいのだよ、町長。なぜ一般財源から出すのか。お金足りないよと言えば、はいはいと出すのかということだ。今やらせなかったら、もしこの条件に合わない職員がいたら、そういう話も聞く。やめると言っていると。いいのでしょうか、やめてもらって。働く人だっているよ、まだ。もしそういう職員がいたらやめてもらって、いい機会ですよ、町長。思い切って全部適用するのか、それはわかりませんが、何か思い切って今やらなかったら、税金を投入してもいいのであればいいのですよ。町民のみんな、議会でも納得するならそれでいいのです。納得しないから、いろんな質問出てくるでしょう。では、やりましょうや。

終わります。

○議長（野村 洋君） 町長、答弁あったら答弁してください。

○町長（佐藤克男君） 今全部適用の話でやりましょうよということで、やりたいのです。ただ、あなたも民間企業の社長さんです。これには、そういうものをやるのにはそれなりの段取りが要るということです。いきなりできないのです。段取りがあるのです。今はその段取りを、全部適用にするとかそういうことではないですよ。また後に質問がありますけれども、段取りがあるのです。その段取りづくりを今やっているところなのだということでご理解いただきたい。私は、決して生半可に見ているわけではありません。かなり厳しいことを今やっているところでございます。ですから、そのうち、ああ、そうかと思うようなこともさせていただきます。また、心配をかけるようなこともあるかもしれません。着々と今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で19番、西村豊君の質問は終わりました。

3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時46分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7、町職員の職場環境について、ホタテウロ処理施設の処理違反について、4番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、町職員の職場環境についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして、2問について一般質問をさせていただきます。

まず、町職員の職場環境についてでございます。佐藤町長は就任以来、町の財政問題が解決できれば子供や孫も安心できる、住んでみたいと思われる町になるとの一念で行財政改革推進に積極的に取り組んでいますとっております。また、町職員の意識改革の一環として管理職や中間管理職の方々を対象に研修会なども行っておりますが、以下お尋ねいたします。

1、町長は財政の立て直しの一環として、21年4月より毎年2億円の基金を積み立て3年間で6億円の基金をためたいとし、職員の給料を10%から18%削減されました。若年層については、22年度より8%に改正されましたが、職員からは突然の大幅な減額によりこれまでの計画が根底から崩れてしまったということも聞いております。町長は3年間とっておりますが、基金積立金の実績次第では前倒して幾らかでも減額幅を縮小する考えはありませんか。

2、食KING市が今年の5月から12月6日までの月1回開催されました。この準備のため、職員が早朝6時ごろから出ているとのことですが、町が応援することは結構だが、本来出店者が準備すべきものであり、今後どのように考えているのか。

3、人事権は町長の裁量権にありますので、私は何だかんだ言うべきことではありませんが、佐藤町長は就任してから職員の人事異動が適材適所に配置されているのか否や私は疑問を持っております。一部の職員ではありますが、町長はただ単に自分の気に入らない職員を前職とは全く違う職場に異動させているかのように見受けられます。自分に逆らえばこうなるのだという職員に対しての見せしめのようにも見えます。町長は、自分の指導のもとで職員は明るくなり、町民に対する対応もよくなったとっておりますが、実際にそうでしょうか。何か言うと左遷されるのではないかと不安を抱きながら、ただ黙々と仕事をしているかのように見受けられます。今後職員の異動については、その職員の能力が100%発揮できるような人事異動であってほしいと思いますが、いかがですか。

以上です。

○町長（佐藤克男君） それでは、黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の町職員の職場環境についてということでございます。このたびの独自抑制措置については、職員の皆様に大変な負担を強いる形となり、大変申しわけなく思っており、また感謝しているところであります。しかしながら、本件につきましては職員組合とも3年間の抑制を実施することで協議妥結されており、現時点で減額幅の縮小とは考えておりません。3年間のうち、残りの平成23年度についても予定どおり実施し、今後の森町の財政健全化に資する財源を確保してまいりたいと考えております。

同じく町職員の職場環境、食KING市ですね。食KING市は、今年の5月から12月5

日までの月1回開催されたが、この準備のために職員が早朝6時ごろから出ているとのことで、町が応援することは結構だが、本来出店者が準備すべきものであり、今後どのように考えているかというご質問でございます。もりまち食KING市は、今年実行委員会を立ち上げ、5月から開催したところであり、会場につきましても大通りの一部を歩行者天国にするなど来場者の皆様の安全確保が開催につきまして重要なことであり、そのため実行委員会組織において会場部会を設置して役場を含めた各団体が協力し、設営から運営までを行っているところであります。今後につきましては、実行委員会で本年度の事業実績を踏まえた検討を図り、実行委員会として次につなげていくものと考えております。

次に、人事異動の件についてのご質問でございます。職員の人事異動については、私も常にその職員の能力を十分発揮できるよう熟慮の上、行っているところでありますが、なかなかそのようにまいらないのが現状であります。しかし、人事異動とは職員のためだけに行うものではなく、町民からの視点にも気を配りながら行うべきものと考えております。私の耳には、最近職員の方々が明るくなり、対応もよくなったとの町民の声が届いておりますが、これは適材適所の配置と職員に対する研修の成果ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） まず、3年間、これは変えるつもりはありませんと。それを見てからいろいろ検討されると、こういうようなことだと思いますけれども、まず先ほど同僚議員からもお話ありましたけれども、確かに民間の会社と比べると町職員は下がったといえども高額なお金をいただいているというのが現実だと、こう思っております。

実は、ここにラスパイレス指数という、いわゆるこれは国家公務員の給料を100とした場合の我が町の給料の水準を示している、これは北海道の一覧表です。これは、20年度と21年度あります。22年度はまだ出ていないようでございまして、これ森町のを見ますと、いわゆる20年度は180の市町村が北海道にございます。森町は、20年度は23番目に給料がよかったです。それは、国家公務員を100とした場合、98.9%の指数になっているのです。パーセントからいくと。それで、21年度から減額措置しました。そうしましたら、87.8%になりまして180市町村の中で168番目に位置されてございます。これは、減額したからそういう数字になったというのが現状でございます。

それで、先ほど同僚議員も言ったのですけれども、やはりこのことによって町の経済はいかがなのかなと。職員の人とお話する機会がございました。何人かですよ。そうしたら、やはり若い人は100万以下減額になった人も当然あるし、やはり50ちょっとの人は120万、また課長クラスの方は180万という方も、これ年代ありますから、減額されているのですよね。ということは、いわゆる給料は一般の会社よりはよくなったにしても、その方たちはそのレベルで生活してきているのですよね。そうですね。いわゆるそういうような中で住宅を建てた人もあるだろうし、また学校、教育にあれしている人もある。ところが、それだけ一気にやられると全く根底から生活がおかしくなってしまいます。それで、やはり職員としても自

衛策をしなければならないということで、今まで地元のお店屋さんで用事足していた部分も、また飲食にしてもすべてそうですよ。やはり函館に休みを利用してまとめ買いしてくるといってお話も聞いております。町長も聞いていると思いますけれども。そういうようなことで、やはり町の全体の経済にも影響してくるといふ現状がございます。

それで、町長が確かに去年の話で年間2億ぐらい貯金して3年間で6億の財調、これないともならないと、それは理解しています。幸いにして現在、今年の交付税を見ても順調に推移というか、いただいているという現状がありますので、何とか町長の言う6億円達成できたならば幾らかでも、もとに戻せとは言いませんよ。幾らかでも減額幅を少なくしてほしいなど、私はこういうふうには思っているのです。ちなみに、そこそこの町だから、人の町を言うことないのかもしれないけれども、八雲町は21年度ですけれども、101.7なのです。これが北海道で一番なのです。公務員より高いわけだ。公務員というのは国の公務員より高いのだね。101.7、これ八雲町が一番なのです。平均これ見ますと、180のデータありますけれども、渡島は平均低いのだ、この道南というのは、低いのです。こういう現状もあります。それで、何とかその辺を考えていただきたいと。やはり職員は町民全体の奉仕者であるわけですよね。そのためにも明るい職場で自由に物を言える、仕事に対しても生きがいを持って町民に対して心のこもった奉仕者でなければうまくないのですよね。町長は、町民の話、大した明るくなったと言っているのだけれども、何人から聞いたかわからないよ。だけれども、私役場なんかへ暇だからしょっちゅう来て歩いているのだけれども、そうも思われな部分もあるのかなと、私は個人的にそう思っております。これは個人の見解ですからね。明るくなっているのであれば、それはそれでいいのですけれども、そういう現状があります。それで、その辺を踏まえてどうなのかなと。

それから、食KINGは先ほど同僚議員がお話詳しく聞きましたので、これはいいです。

人事権のことですけれども、結局私はこれについてはやはり職員それぞれ専門的な知識ある人もあるだろうし、その職員の能力を100%生かしてもらえるような異動であってほしいなど、こういうお願いでございます。これは、もう町長の専売特許ですから、我々議員がどうのこうのということないのだけれども、ただ事例として、町長、私は前にもこの本会議の中で言いましたけれども、いわゆる管理職というのかな。前に課長職の人がいわゆるホタテの施設のほうに行って、今でも作業員やっているのでしょうか。恐らくこの人は課長職だから七百数万円も、800万近くももらっているのではないかと思うのです。確認していませんよ。だから、こういう人材を、これだけお金ももらっている人を作業員にいつまでもしておくのはいかかかなと。職種が作業であると、これだけ高額の人でなくてもいいのかなと思っているのです。ですから、その辺も、何か月か町長は研修とか言っているのでしょうか。研修にやっているのでしょうか。だから、その研修がいつまでなものだか、その辺も含めてお聞きしたいなど思っております。お願いします。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

そこそこ財政調整基金がたまったら、給料を全部ではなくてもいいから、少しでも戻

してはどうかというお話でございます。私もそうしたいのはやまやまでございます。しかし、町の関係で働いている企業もでございます。その企業についても私は予算を削減して協力をしていただいております。そういう企業についても、それは当然社員の方に多分お願いして給料、手当等少なくなっていると、そのように思います。また、社長の給料も少なくなっていると、そのようにも思います。みんな、町職員だけではなく町全体が今そういうところに走っているわけでございます。そこで町職員だけ財政調整基金が少したまったからといって、町職員に対してだけそれを緩和するというには私はならないと思います。また、町民はそれに対して許していただけないと、私はそのように思います。6億円というのは、我が町では約85億からの予算でやっているわけでございます。6億円というのは、何か1つちょっとした波でも来たら、これはすぐに消えてしまうわけでございます。ですから、私はもし2年度で6億もしくは10億円たまったとしても少しでも積み増しをして、これは何も町職員だけのお金でためているわけではありません。町全体でいろんな方の協力でためていただいているわけでございます。また、民間企業になると、私も民間企業を経営した経験もございません。1990年までは、そこそこの右肩上がりでございました。しかし、90年以降は大変なバブルの崩壊で、みんな給料を下げてきました。今回の管理職15%、一般職員10%、こんなものではありません。大変なことになっております。そして、これは民間企業もそれに対してみんな生き延びるために一生懸命になって社員も努力または協力してくれております。そういう意味において、私はこの数字ができない数字ではなくて、そしてやれる数字だと、そのように判断しておりますので、今後についてはまだ来年1年、私は町職員にはご協力をしてもらいたいと、そのように思います。

また、黒田議員から役場職員が自由に物を言えないと、町長に対して自由に物を言えないではないかというお話がございましたけれども、私は決してそんな独裁だとか、そういうことではなくて、職員からのいろんな提案については、私はいいい提案についてはすぐに採用させていただいております。決して私がこう言ったから、どんなことがあってもこれでやるのだというようなことは決してございませぬ。非常に私はその辺、朝令暮改ということをよく言っています。いいものについては、職員の言うことについては、ああ、それはおれはこう言ったかもしれないけれども、それはあなたの言うとおりにやろうというように、また今職員の方も私についてはいろんなことを町長、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいということを自由に私は言ってきていると、そのように思っております。

次に、職員の人事異動について、ホタテウロ処理場について管理職が行っていると、いつまで置いておくのだというようなご質問でございます。やはりこれは、本来ならば民間企業であれば解雇です。解雇であるけれども、これは公務員という立場のもとで解雇できずに、そして研修しておるわけでございます。しかし、この研修をしている間に本来ならば反省しなければいけない立場の人間です。その反省の色が少しも見えず、いまだに町の運営、公務員としてあるべき姿から外れた行動をしております。こういう人については、本来は私はこの町の職員としてふさわしい職員ではないのではないのかなと、私はそのように思っております。

ます。ですから、本人が反省して、そしてまた町のために一生懸命頑張るのだという意思表示、またそういうものがあれば、これは私はぜひ有能であればしてもらいたいと考えております。そういう表明がない、また間違いを起こしても申しわけないという一つの謝りもないと、そういう職員については、私はこれは戻すということについてはいささかも考えておりません。本人の私は反省次第であるのではないかなと、そのように思っております。

また、職員の適材適所ということでございます。私は、この職員の異動については私本人だけの意思でやっておるわけではありません。やはり町民の目線、町民からの批判等については真摯に受けとめ、そしてそれを考慮して、そして人事異動等々も進めているところでございます。やはり町民の窓口、そういうところについてはよほどしっかりしないと、私はちょっとでも町民というお客様に対して気分を悪くするような行動があった場合、注意してもなかなか直らないと、そういう職員については、その場にその職員については不適任であると、そのように判断して私は異動させなければいけないと、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 給与費については、町長はご自身の給料を25%カットして現在60万9,000円ということで大変ご足労願っているなど、こう思っておりますけれども、町長の場合は町の交際費も450万あります。町長個人で使うわけではありませんけれども、森町を代表して使えるわけですよ。だから、その分個人の支出も少なくなるのかなと、端的にだよ。そう思っております。

それから、これ私前から疑問に思っているのですけれども、どうなっているのかなと。町長は、東京等に出張したときに横浜にある自宅のほうに泊まっているのではないかなと、こう思っているのです。その辺の宿泊代の絡みです。

それから、町長は副業ということではないでしょうけれども、各地を回って講演をしておりますね。そして、先般11月11日だったかな。町長の講演会の、あのとき私も聞いていました。そうしたら、あすも札幌に行くのですよと、これで25回だと。目標は年20回なのですよということを言っているのです。そうすると、これの講演依頼するほうでは、ただで依頼しているわけでないのではないのかなと、若干の講演料をもらっているのかなというようなことで、そういう副業的な部分もあるのかなと、こう思っているのです。職員は給料しかないわけだ。そういうようなことで、私が幾らかでも前倒ししてできませんかということを行っているということね。それで、議長、町長の交際費の詳細な使い道というのかな。これ資料請求というのかな。そんなのは可能なのですか、どうなのですかね。

○議長（野村 洋君） ちょっと今質問者からそういう交際費の明細ですか、提出可能かという、請求するかというような、できるかという話がありましたけれども、皆さんどう思いますか、議員の皆さん。ルールでは、議会で議決すればできることにはなっておりますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) それでは、後ほど、今すぐは無理でしょうから、そういう請求をさせることにします。

○4番(黒田勝幸君) それと、職員のかかわりでございます。ホタテのウロ施設に行った職員は、民間であれば解雇に値するのだというご発言がございました。その中身についてはわかりませんし、またこの場で町長が言うということは当然できないと思いますので、その辺がどうなのかなと。どんな程度の発言なり違反を起こしたのかなと、こう思っているのですよね。だから、その辺が私含めて議員の方もわかりませんので、どうなっているのかなと思っております。その辺、まず答弁願えたらお願いします。

○町長(佐藤克男君) 今黒田議員のご質問についてお答えさせていただきます。

私の交際費、これは町長ということでかなり免除されるのではないかなというようにお話でございまして。これは、町長も議員の皆さんも同じでございまして。慶弔費は使ってはいけないということになっております。ですから、私は葬儀、お通夜等々に行っても決して香典をお持ちするようなことはございません。一部町民の間から町長はけちだねというような声もありますけれども、町長としては本来ならば私は持っていきたくらいでございますけれども、職員にでも持っていきたくらいでございますけれども、これは公職選挙法の中で定められておりますので、私は一貫してお持ちいたしておりません。そして、身内等でもしそのようなことがあった場合はどうかと。これについては、まだ私は身内等のあれはございませんので、それは持って行っておりません。

それで、次の私が神奈川に、東京に出張に行った際、この宿泊費はどうなっているのだと、私の家に泊まったときは宿泊費はどうなっているのだということについては、うちの総務課は非常にしっかりしておりまして、私が家に泊まった場合には、それは宿泊費は出ておりません。ただし、どうしても夜遅い会合があった場合、そして翌日がまた早くからなった場合、この場合には私は宿泊代を都内に泊まらせていただいております。それ以外は、我が家に泊まったの宿泊費については請求してございません。

それから、講演、町長は二十何回も講演行って、そして副業ではないのかというようなことでありますけれども、私が今講演に行っているのは、交通費はいただきます。ですから、そのいただいた交通費のところについては、これは町に請求するようなことはございません。そしてまた、この交通費以外に何かもらえるのではないかなという思いがあると思っておりますけれども、私は今は辞退しております。しかし、今後についてはもし講演代をもらえるようなところについては、今後については大いにいただいこうと、そのように思っておりますけれども、今のところは私に講演のお金を払ってくるようなところはございませんというよりもお断りさせていただいているというような状態でございます。

次のホタテウロの……

○議長(野村 洋君) それはまだですよ、町長。ウロのほうはまだですよ。

(何事か言う者あり)

○町長（佐藤克男君） 職員です。事後研修させている職員について、どういうことなのだと。1つは、これを……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） どうぞ続けてください。

○町長（佐藤克男君） これについては、実は私は研修を昨年からやっております。そして、ほとんどの管理職は、ほとんどというよりも全員の管理職は用事がない限りは出席して研修を受けております。これは、決して私の個人的な観点からの研修ではなく、しっかりとしたテキストを持って、そして職員の皆さんに少しでも管理職としての自分の位置、そういうものをわかってもらうためにやっているところであります。本来ならば、私ではなくて違う講師がいいのでしょうかけれども、私はそういうこともずっとやってきておりますので、ですからそういうことでやっております。その職員は、ただの一回も出席しませんでした。その後この研修を学んだ実績がどうかというテストというか、そのようなものをやりました。その席にも出席しませんでした。これは、私は民間企業であれば、それだけで解雇処分に値します。これは、民間であれば管理職というのは、いつ解雇されても仕方ない立場でございます。しかし、公務員というのはそういうところではないので、これは今研修という格好でなっております。また、本人の反省等があれば、これは処分を撤回してすぐにでも管理職として復帰してもらいたい、そのような気持ちでございましたが、この9月でしょうか。職員としては、あるまじき行為をしました。これについては、詳しくは述べさせていただきますけれども、本来公務員というのは政治的なことでの行動というのは禁止されておるわけでございますけれども、そういうものにも参加してチラシ配りをやっていたということも発覚しております。本人も認めております。そういうことでは研修している意味がない。その職員に対しては、注意をして訓告をしているところでございます。やはり自分の非を認めて、そしていかなければ、またもとに戻るといふことはあり得ないと。やはり何事も反省というものがあって、初めてこれは現場復帰またはそういうものになっていくのだと、そのように思っておりますけれども、もしも黒田議員がそういう職員とのつながりがあるのであれば、そういう説得をしてあげることも私は大切なことではないのかなと、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。

（「法律と違うことを言っているんじゃないですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 町職員の職場環境についてを終わります。

次に、ホタテウロ処理施設の処理違反についてを行います。

（「香典の扱い違うよ。法律と違うことを言っているんじゃないの。だめなんだ、それじゃ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 黒田議員、ちょっとお待ちくださいね。

（「選挙活動の実態もわからないで発言するのはおかしいんだよ。法律をしっかりと踏まえた上で言ってもらわないと」の声あり）

○議長（野村 洋君） 副町長、ちょっと……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと今の件。勘違いでしょう。

（「法律のかかわりで言ってもらわないとだめだ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 香典をどう……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） では、休憩の中でどうぞ。

○町長（佐藤克男君） 私の言葉が足りなかったということで……（録音中断）……

○4番（黒田勝幸君） それでは次に、ホタテウロ処理施設の処理違反についてでございます。

6月8日、新聞、テレビ報道で森町のホタテ未利用資源リサイクル施設でのウロの不法投棄があったと報道されました。その後の調査で産業廃棄物処理違反と認定され、7月5日に渡島総合振興局と北海道渡島保健所へ改善計画書を提出し、一応終止いたしました。処理違反をしたことは事実であり、管理上のミスを認めたのですから、町民に謝罪し、また町長を初め担当者の監督、管理責任をどうとるつもりなのかお聞きいたします。

○議長（野村 洋君） ちょっとお待ちくださいね。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時21分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

黒田議員、どうぞお願いします。質問をしてください。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ああ、そうか。町長答弁からだ。ごめんなさい。失礼しました。

それでは、町長、答弁お願いします。

○町長（佐藤克男君） ホタテウロ処理施設の処理違反についてのご質問にお答えさせていただきます。

ホタテウロ処理施設における不適切なウロ処理により6月22日、渡島総合振興局から廃棄物処理及び清掃に関する法律における処理基準違反による改善指導と6月24日には渡島保健所から化製場法施行条例における適正保管違反による改善指導を受けたところであります。この渡島総合振興局及び渡島保健所からの改善指導につきましては真摯に受けとめるとともに、7月5日に改善計画書を渡島総合振興局及び渡島保健所にそれぞれ提出し、両改善計画書に基づき処理業務を遂行しているところでございます。6月8日以降のマスコミ報道により町民の皆様を初め各関係機関、団体等にご迷惑とご心配をおかけしましたことにつきまして、責任のあることは当然のことであり、今後の適正な処理に当たってまいります。

あります。今回の不適切なウロ処理により職員の処分につきましては11月5日に副町長、水産課長、水産課長補佐及び施設の主任職員に対し訓告処分をしたところであります。なお、今後の施設の運営につきましては森町、鹿部町の各関係機関、団体等で構成しております水産物未利用資源有効利用推進協議会において協議を重ねていくとともに、以後このようなことが二度と起きないように担当課職員への適正処理の徹底を図り、ウロの円滑処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 聞き落としていたらごめんなさい。今の処分の対象者が課長だとか、その担当にかかわった人だけなのかなと、こう聞いていました。私から言わせると、全体の管理責任というのは町長なのだよ。その辺はどうなっているのかなと今聞いていたのですが、それ言わなかったよね。それはしないということなのですか。いわゆる実際に携わってあった人だけなのですか。これ渡島保健所に出したいいわゆる改善計画書です。これは渡島振興局か。これ出した人が森町長、佐藤克男となっているのだよね。印鑑押して出したのでしょうか。なのに自分が何も処分されないのですか。この辺がどうなのかなと。ということは、私は議員になってもう3期12年終わろうとしています。前町長のときも職員の絡みとか、いろんなことがありましたよ。だけれども、議会でこういうことを追及される前にみずから給料の減額とか、それなりの処分しておりました。そういうことからいったら、やはり管理責任をちゃんとしないからこういうことになったのではないの。当事者だけの、現場だけの責任ではないと私は思っているのですよね。そのために町長は森町全体の町長であって、応分な給料もいただいているわけだ。そうしたら、責任の所在もはっきりしなかったら町民は納得しないのかなと私は思っていますけれども、その辺いかがですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時27分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 再度申し上げます。職員に対しては訓告処分ということでございます。訓告処分というのは、懲戒処分ではございません。ですから、何かこれが残って以後何かに影響するというようなことではございません。というのは、これは長い間この問題を放置してきたわけでございます。ですから、これについては担当していた職員または管理職、その方たちだけの問題ではない、ずっとやってきたわけでございます。これについては、訓告ということで懲戒処分にはせずにしております。また、私に対する責任というのは当然でございます。これは、政治的な自分での責任は負わなければいけないと、そのように思っております。ですから、職員等についても私自身についてもこれは遺憾であったと、

そのように考えております。ただ、私自身このことについては黒田議員から6月9日に動議をかけてご質問がありました。そのときに黒田議員は、不法廃棄だというお話でございました。前段で私は行政報告をしているにもかかわらず、不法廃棄、不法廃棄と2度決めつけてお話ししました。これは、私は町と町職員に対する非常に罪の大きい失言だと、そのように思っておるわけでございます。この不法廃棄というのは、これは違反ではなく犯罪でございます。これは、犯罪ではなく違反でございました。これはきちんと保健所または振興局からもそのようになっております。ですから、この辺については、本来であればこの件については議員からも私は町職員または町に対しての謝罪がなされてしかるべきではないのかなと、そのように思っておりますけれども、これについてはお答えする必要はございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 町長、今の言葉の中で不法投棄……

（「不法投棄ですね」の声あり）

○議長（野村 洋君） 不法廃棄とおっしゃってましたので、不法投棄ですね。

○町長（佐藤克男君） はい。

○議長（野村 洋君） 黒田議員、再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 町長は、今6月議会のことを言っていましたよね。これは、新聞報道は6月8日に出了ましたよね。その晩に私が考えた原稿が緊急質問ということですね。町長がいわゆる行政報告やると知らないから、私は私の立場で考えたことだから、不法投棄という言葉が町長は何か気に入らないようだけれども、私は現場見たわけでもないし、新聞を見てしゃべっただけだから、新聞にそうやって書いているもの、どうするの。あとは捜査がこういうふうに進んでいって、こういうふうになったということでしょう。不法投棄ではなかったということだ。だから、それでいいでしょう。何でいつまでこだわっているの、その不法投棄に。おかしいのでないの、少し。おれは新聞を読んだだけなのだから、そう言っているでしょう。新聞に書いていましたよというだけです。それをいつまでもこれにこだわっている自体がちょっとおかしい、町長として。

それで、実は町長、今まで2年ちょっとたちました。この一例を見ていると、町長は非常に人には厳しく自分には優しいのだよね。町長の生き方は、やられたら倍返し、しかし自分が間違っていれば素直に謝る性格だと言っていましたよね。であるならば、改善計画書を提出したということは条例違反を認めたのだから、当然応分な責任をとる、これが人間のやることです。そして、8月24日に議員協議会ありました。そのときに副町長が来まして改善計画書を出しましたよと報告がございました。ああ、そうですね、よかったですねと。それで、私は質問をしているのです。管理責任はどうなのだろうと。それも含めて考えていますと言ったのだ。だから、当然当事者だけではなくて町長も応分な、責任者だもの、最高責任者なのだよ。処分の度量はともかく、あるものだと思っていたら現場の人だけだ。それは何もただの訓告、別に給料減るわけでないからいいのだよなような発言でしょう。それは町長おかしいよ。やっぱり町長という立場の人なのだから、もう少しきちっとした対応の仕方しない

とまずいのではないですか。自分にも少し厳しくあってほしいと思うのですよね。いかがですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時35分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員から、町長は謝ったかどうかというお話でございます。これについては、私からも真摯に受けとめ、町議会皆さんにご心配をかけたことについて深く陳謝させていただきます。本当に申しわけありませんでした。

なお、黒田議員から動議があったときの何でそれにこだわるのだというようなお話ありましたけれども、これについては一言申し上げておかなければいけないと思います。ここに議会での発言内容がございます。議事録がございます。ここで議員は、ホタテ未利用資源リサイクル施設のウロ不法投棄の件につきまして、新聞報道の内容も含めて緊急質問の動議をいたしました、このように言っております。であれば、本来ならば新聞で報道されたウロ不法投棄の件につきましてということならば私は理解できます。しかし、ここで不法投棄と断言してございます。また、もう一度このように発言してございます。ただいま町長から行政報告の中で説明がございましたが、ホタテウロ不法投棄につきまして緊急質問をさせていただきますと。ですから、ここについても同じようにただいま町長から行政報告の中で説明がございましたが、新聞報道によりホタテウロ不法投棄につきましてという内容でお話ししなければいけないところを完全にこれをのけて話をされた。これは、いかにも町が、または町職員が犯罪行為を行ったと決めつけた内容でございます。そこについて私は非常に憤りを感じたものでございます。また、先ほど黒田議員は現場にも行ってないというお話でございますけれども、私の調査では2度黒田議員はあの現場に行っておるはずでございます。もう一度備忘録等で見ていただければわかると思います。

以上でございます。

（「ちょっと本当は再々で終わりだけど」の声あり）

○4番（黒田勝幸君） 町長、余りその言葉じりばかりつかまないと、言葉の言い回しがどうだとかこうだとか、まあまあ細かいことに神経使う人だね。疲れるよ。内容がわかればそれでいいでしょう。

それと、現場に2回行ったとか、質問する前なんて行っていませんよ。質問してから行ったよ。今質問のことを言っているのだよ。質問したことを言っていたのだよ。6月7日だか8日か、議会あったの。そのことを言っていたのだよ。その前なんて行っていませんよ。

それと、町長ここで今謝罪しました。町民向けにメッセージしました。今日来ている人は

もう何人もいないから、せっかく町長、ほら町の広報であんな立派な一面使ってしゃべる場所あるのだから、そんなのをやってくださいよ、議会のあればかり、ごたごたばかり書かないで。そういうことをちゃんとメッセージやってくださいよ、町民に。そのための紙面なのだよ、あれ。人の悪口を書くための紙面ではないのだ。そうでしょう。その辺もきちっとしてください。

それから、副町長が訓告処分、だから自分たちはいいのだような発言しているけれども、そういうふうにしたのだろう、自分たちに来ないように。これであれば、自分たちは逃れると、それだけのことでしょう。何か上げれば、あなたたちも処分しなければならないのだろう、そうしたら。だめだ、逃げることばかり考えたら。これだけ世間騒がせて、新聞、テレビで森町が報道されて、いいことならいいといたって、町のイメージダウンだよ。片一方では、片やでは町長は森町をうんと宣伝しなければならぬと、金かけて走って歩いて、一方ではとんでもないことを起こしたらどうするの、これ。何もならないでしょう。こういうことをきちっとしないからまた起きるのよ。世間で何と言っているか知っているの。森町はとんでもない町だなんて、出ればろくなことでないのではないかと、新聞をにぎわせてと言っているのだよ。私もよその町、たくさん知っている議員もおりますし、来ますよ、しょっちゅう電話。おまえの町どうなっているのよと、こんな調子ですよ。だから、もう少しちゃんとしてくれないと、この体質を変えてくださいよ。本当に私は何らかの理事者みずから何かあるのかと思っていたら、さっぱりなものね。そういうことだから、訓告だから要らないというのだから、どうもならないのだけれども、本当にもう少し責任あることをやってくださいよね。

以上、もし答弁あったら言ってください。

○議長（野村 洋君） よろしいですね。

以上で4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時45分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 明日は午前10時開会の予定でございます。
ご苦労さまでございました。

延会 午後 4時46分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成22年12月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員